

平成21年度 国立大学法人大阪大学年度計画

(平成21年3月31日 文部科学省届出)

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十一条の規定により、平成21年3月30日付け20文科高第8055号で変更の認可を受けた国立大学法人大阪大学中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標を達成するための措置
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置
①学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置
ア 教育の成果に関する具体的目標の設定
A 教養教育
1) 現代的諸問題を把握し理解するための授業科目の設定 ・各部署はカリキュラムの実質化と充実を目指し、全学協力体制の下で全学共通教育科目を提供する。 ・大学教育実践センターでは、初年次教育の円滑化のため、「新入生ハンドブック」を作成・配布するとともに、主体的な学びの姿勢を育むための授業科目を新設する。また、国際教養科目、専門英語基礎科目、特別外国語科目の一層の充実を図る。
2) 自己表現能力を育成するための実用的語学教育の実施 ・大学教育実践センターでは、言語文化研究科等と連携して、全学共通教育科目としての外国語教育科目の実施及び充実を図る。 ・各部署は必要に応じて実践的な外国語運用能力を修得させるための独自の取り組みを行う。 ・大学教育実践センターでは、授業内容の多様化と到達目標の明確化、少人数クラスの導入、CALL や ESP (English for Specific Purposes) 等の最新の授業形態の導入、外国語教育科目で開講する外国語科目の多様化を図る。 ・外国語学部では、「高度外国語教育全国配信システムの構築」プロジェクト及び「社会人を対象とした学士レベルの言語教育プログラムの提供」等により作成した各言語コンテンツを学部専攻語実習授業に投入し、高度な言語運用能力及び豊かな情報発信能力を育成する。
3) 情報教育科目の充実 ・大学教育実践センターでは、各部署と連携して、情報処理教育科目を全学共通教育科目として提供し、高度情報化に対応できるように基礎的情報処理能力を養う。 ・サイバーメディアセンターでは、情報倫理教育のための自習教材の整備を進める。また引き続き、ビデオ教材を導入するとともに、自習教材としての利用を促進し、インターネットやマルチメディア教材を利用して外国語・外国文化の情報を生かした授業支援を行い、「情報探索入門」、「計算機シミュレーション入門」、「サイバーサイエンスの世界」、WebCT などの利用を図る情報教育科目を開講する。さらに、講義収録システムを整備し、講義映像の記録と配信を行う。
4) 対話型少人数教育の拡充 ・大学教育実践センターでは、少人数の学生が教員を囲んで1つのテーマについて質疑・応答・討論をする対話形式授業の基礎セミナーを開講し、双方向的な少人数教育を充実させる。また、基礎セミナーを文系型ゼミ、理系型ゼミ、文理融合ゼミとしてカテゴリー化し学生の履修選択の便宜を図る。さらに、学生による自己提案型セミナーを基礎セミナーの中に新設する。
5) 健康スポーツ授業科目の充実 ・大学教育実践センターでは、健康・スポーツ教育の授業内容の一層の充実を図り、身体活動を通して健康と生活の自己管理の支援ができるように専門性をより重視した担当者配置を行い、全学共通教育科目としての「健康・スポーツ教育科目」を開講する。
6) 体験型授業の拡充 ・大学教育実践センターでは、全学共通教育において(1) 専門分野における基礎的な方法論の修得(2) 専門分野の基礎的な概念の理解(3) 専門から発展する周辺分野を理解する能力の育成、を目的として実験・実習を含む専門基礎教育科目を提供する。 ・各部署においても、専門教育科目において体験型授業の拡充に努めるほか、部局施設や学外施設の見学会等の機会を設ける。
B 専門教育
7) 一貫教育の充実 ・大学教育実践センターでは、平成20年度に立ち上げた、科目単位で実施しているFD活動を本格的に実施し、平成19年度からの新カリキュラムの改善、大阪外国語大学との統合後のカリキュラムの改善を進める。 ・各部署においても、カリキュラムの体系性、一貫性を確保し、また充実を図るため(1) 科目編成の改善、(2) 学生に対する科目履修の指導(履修コース、モデル・カリキュラム等の設定)、(3) 学年配当外の科目の履修に関する情報の提供、(4) 科目運営体制の整備、(5) 専門基礎科目と専門科目、専門科目相互間の内容の調整、(6) 全学共通教育科目の高学年配当、(7) 大学院科目の学部学生への開放を行う。
8) インターンシップなどの実践的手法による教育の充実 ・文学部、人間科学部、医学部(医学科)、医学部(保健学科)、歯学部、薬学部、工学部、コミュニケーションデザイン・

センターにおいて、外部機関と連携してインターンシップ等の学外実習を実施する。
9) 部局間・他大学連携科目の配置によるカリキュラムの多様化の促進 ・学部横断型科目、学科横断型科目、他大学との単位互換制度を実施・拡充する。
イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
10) 国内外の大学院への進学促進 学内のみならず国内外の大学院への進学を促進するため、各部局において以下の措置をとる。 ・大学院との共通科目、演習科目、英語による講義科目、外国語能力の向上を目指した科目、部局横断型科目等を配置する。 ・学部相互間の科目履修、他大学の科目履修、学会・研究会・各種セミナーへの参加、海外の研究機関への留学を奨励する。 ・教員による学部学生への説明会を開くなど、大学院に関する情報を積極的に学生に提供する。
11) 各種試験合格の促進 ・各部局においては、各種国家試験及び専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の合格を促進するため、カリキュラムや教育プログラムの工夫、就職支援部門による組織的就職支援、資料や人材募集情報の収集を行い、学生の利用に供する。 ・全学的なキャリア支援体制の充実を図る。
②大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置
ア 教育の成果に関する具体的目標の設定
12) 教育プログラムの高度化・多様化の促進 ・学際性が強く、専門研究者が多数の部局に配置されている学問研究分野について、学際性豊かな人材を育成するために、部局横断型の教育研究プログラムを実施する。 ・各部局は引き続き、グローバルCOEプログラム、大学院教育改革支援プログラム等のプロジェクト研究と接合させた科目、部局内・部局間横断的な科目等を置き、教育プログラムの高度化・多様化を図る。
13) 高度専門職業人の養成 ・高度専門職業人を養成するためのカリキュラムやプログラム等の教育方法の継続的な開発・改善を行う。
14) 社会人教育と生涯学習支援 ・各部局においては引き続き、社会人が大学院教育を受けやすくするための種々の工夫を行い、併せて公開講座、講演会等の生涯学習支援を行う。
15) 学位授与率の向上 ・各部局において引き続き、カリキュラムの高度化・多様化、必要に応じて複数の教員が行う論文指導、研究発表会の実施、専門雑誌への投稿指導等の学位授与促進のための方策を講じる。
イ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
16) 研究者等の人材養成 教育研究者、基礎科学研究分野にとどまらず産業応用研究分野においても活躍できる人材等を育成するため、以下の計画を実施する。 ・多様な授業形態の導入 ・将来の教育・研究活動を経験するための制度としてTA、RAを位置づけ、その活用を図る。 ・実社会への興味増進と就職への動機付け ・語学能力や国際感覚のスキルアップ ・組織的な就職支援
17) 各種試験合格の促進 ・各種国家試験及び専門分野に応じた資格試験、国及び地方公共団体の公務員試験等の合格を促進するため、全学的なキャリア支援体制の充実を図る。 ・部局においては、カリキュラムの改革や授業内容の改善など教育の改善努力を続けるほか、就職支援部門により就職相談、就職セミナーの開催など就職支援を組織的に行い、資料や人材募集情報を収集し、学生の利用に供する。
③教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するために具体的方策
18) 多様な方策に基づく教育の成果・効果の検証 ・各部局においては引き続き、アンケートや調査結果に基づく自己評価や外部評価を実施し、教育効果を検証する。
19) 検証結果の教育へのフィードバック ・各部局では引き続き、学生の進学、進路状況に関する基礎データを収集・管理・蓄積し、そのデータを基に進学・進路状況に対応した教育のあり方について検討し、カリキュラム・時間割・クラス編成・授業方法・指導体制の改善等にフィードバックさせる。
④各年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置
①学部教育に関する目標を達成するためにとるべき措置
ア アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
20) アドミッション・ポリシーの周知の徹底

・各部局では、引き続きアドミッション・ポリシーの周知を図るため、大学説明会を実施し、あるいは部局の説明会・見学会・体験入学や高校等への出張講義を実施するほか、学生募集要項や学部紹介の冊子・紹介ビデオやDVDを配布し、ホームページの充実も図るなど、多様な取り組みを行う。

21) 受験科目・内容の多様化

・各部局では引き続き、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れるため、筆記試験を原則としつつも、部局の特性に合わせて、小論文や面接試験の導入をはじめとする受験科目の内容や試験の方法に多様性を持たせるよう工夫する。

22) 多様な入学者選抜方法の導入

・前期・後期日程一般入試以外に、推薦入学試験（基礎工学部）、外国学校出身者特別選抜（工学部）、留学生または私費留学生特別選抜試験（文学部、人間科学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、基礎工学部）、帰国子女特別選抜試験（理学部、基礎工学部）、国際物理オリンピック入試（理学部）、学部2または3年次編入学試験（文学部、人間科学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、基礎工学部）、学士入学試験（文学部、理学部）、転部試験（文学部、人間科学部、経済学部）を行う。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

23) 楔形カリキュラムによる教養教育及び学部専門教育の一貫性の実現

・教養教育における基礎的な共通科目の履修を促進し、かつ学部専門教育における高度な専門科目の学習を実効的なものにするため、教養教育から学部専門教育への一貫性ある移行を図る。それを実現するために、楔形カリキュラムをさらに推進するとともに、教養教育課程において学部専門教育のガイダンス的講義を充実させる。また、大学教育実践センターでは、高学年配当の教養教育科目について計画の実現に向けた検討を進める。

・平成19年度の共通教育カリキュラム改革に伴い、平成20年度から2年次生に対し「専門英語基礎」を開講した実績を踏まえ、英語教育における一貫性の実現を図る。

24) 学部教育と大学院教育の接続に配慮したカリキュラム編成

・学部・大学院共通の科目を設定し、大学院生対象のセミナーや発表会などを学部生に開放するなど、大学院教育との接続を配慮したカリキュラムを編成する。

・大学教育実践センターと言語文化研究科は連携して、共通教育の外国語科目として、TOEFL等の受験対策に特化した「英語検定訓練コース」や、高学年次の学生向けの「英語上級」を可能な限り開講し、大学院教育において必要とされるような高度な外国語運用能力の養成を図る。

25) 学生の多様なニーズにこたえるための複数の履修方法の提示

・履修モデルを作成するとともに、高校での未修者のための特別クラスや習熟度別クラスを設定し、また大学院科目を学部向けにも提供するなど、複数の履修方法を提示する。

・大学教育実践センターでは、言語文化研究科と連携し、学生の多様なニーズに応えるため、共通教育の外国語教育において学生が選択できる第2外国語の種類を維持する。また、世界言語研究センターと協力し、共通教育の外国語教育科目において、全学の学生が選択履修できる「特別外国語」として、タイ語、ハンガリー語、広東語、ヒンディー語、デンマーク語、スウェーデン語、ポルトガル語を新たに開講する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

26) 多様な授業形態の組み合わせによる系統性の確保

・大学教育実践センターでは、新指導要領による入学生を始めとする多様な教育背景の学生に対して、高校での未修・既修に基づく科目設定・クラス編成による複線化授業を各学部の現状に応じてさらに推し進める。

・各部局においても、系統性のある教育を確保するため、必修科目と選択科目を適切に配置するとともに、新入生や留学生・編入生等を対象とする授業や高学年配当の教養科目等、学年進行に応じた多様な授業を組み合わせる。

27) 特色ある教育形式の充実

・大学教育実践センターの主導の下に、現代GPで開発されたe-Learningコンテンツを学内に幅広く提供するとともに、WebCTやICT技術の活用をさらに推進する。

・大学教育実践センターでは、学生の自主性を涵養するために、学生による自己提案型セミナーを基礎セミナーの中に新設するとともに、マッチング方式に基づく基礎セミナーの開講の可能性をさらに検討する。

・コミュニケーションデザイン・センターでは、大学院生を主たる対象としているコミュニケーションデザイン科目について、学部生が受講可能な科目数を拡大する。これらの科目では対話型、ワークショップ型、インターンシップ型など多様な種類の少人数教育を行い、課題探求能力とコミュニケーション能力の育成を図る。

・各部局では、それぞれの特性に合わせてフィールドワーク・実習・演習・臨地実習などをさらに導入するとともに、双方向的な少人数制教育、参加型教育、対話型教育、課題探求型教育等、特色ある教育形式を引き続き採用する。

28) 社会的要請を反映した授業科目の設定

・大学教育実践センターでは、環境安全関係の講義や関西経済界のリーダーを講師としたリレー形式の講義を開講する。さらに、社会人力育成のために阪大卒業の企業人、企業経験のある教員等による講義を新設する。また、大阪大学サンプランシスコ教育研究センターと連携し、インターネットを利用して米国在住の社会人による遠隔講義を行う。

・コミュニケーションデザイン・センターでは、「地域コミュニケーションデザイン・コーディネーター入門」及び「地域コミュニケーションデザイン・コーディネーター実践」を開講し、知識基盤社会に対応した人材の養成に取り組む。

・社会的要請を反映した学際融合的授業科目として、部局間協力により、ナノサイエンスデザイン教育研究センターナノ高度学際教育研究訓練プログラム、臨床医工学融合研究教育センター大学院教育プログラム、金融・保険教育研究センター教育プログラム、サステイナビリティ・サイエンス研究機構サステイナビリティ学教育プログラム及びグローバルコラボレーションセンター教育研究プログラムを引き続き開講する。

・各部局においても、部局間協力により、また独自に社会的要請を反映した授業科目を開講する。

29) 情報機器を活用した授業科目の実施

・多様な情報機器を積極的に活用した実習や授業、ITを活用した遠隔講義等を実施する。大学教育実践センターとサイバーメディアセンターは、連携してコースマネジメントシステム WebCT の全学的な利活用を促進する。

30) 実用的な英語能力の養成

・大学教育実践センターでは、言語文化研究科や各部局と連携し、「専門英語基礎」科目を引き続き開講する。
・各部局においても、英語による授業やセミナー等を実施し、各種検定試験等を海外の大学への留学判定・選抜等に利用するなど、英語能力の養成に資する。

②大学院教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策

31) 教育背景の異なる多様な学生受入れの工夫

教育背景の異なる多様な学生を受け入れるための工夫を行うために、以下の計画を実行する。

・各部局のアドミッション・ポリシーを明確にした上で、それに基づいて多様な特性を持つ学生を受け入れる。そのために、推薦入学、社会人特別選抜など多様な入試を実施する。
・部局発行のパンフレット類、学生募集要項、ホームページ、紹介ビデオ、大学院入試説明会などさまざまなメディアを通してアドミッション・ポリシーを広く周知する。
・アドミッション・ポリシーの影響・適切性を定期的に点検し、改善の努力を継続する。
・ホームページや紹介パンフレットの英語化を図る。

32) 多様な入学選抜の実施

・各部局は、アドミッション・ポリシーを考慮しつつ、様々な入試方法を活用する。具体的には、推薦入学、社会人特別選抜、留学生特別選抜、学部3年次学生を対象とする選抜など多様な入試を実施する。また、多様な学生の受入れ体制の充実を図る。
・部局発行のパンフレット類、学生募集要項、ホームページ、紹介ビデオ、大学院入試説明会、出張講義など様々なメディアを通して入試を広く周知する。

イ 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する目標を達成するための具体的方策

33) 弾力的なカリキュラム編成の実施・履修プログラムの提供

・多様な教育のニーズに対応するため、進学・就職のコース別や研究分野別に複数の履修モデルを提示し、学生の履修科目選択の幅を広げる。また、幅広い学問分野の科目を履修させるために、相応の単位数を必修選択または自由選択に割り当てる。さらに、複数の教育科目をまとめてモジュール化した履修プログラムの提供を各部局において進める。
・コミュニケーションデザイン・センターの教育プログラムを、各研究科に大学院共通教育科目として提供する。
・複数の部局で高度副プログラム制度を新設し、20プログラムを実施する。
・医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、情報科学研究科を中心とする医学・生命科学と、工学・情報科学を融合させた教育を行う臨床医工学融合研究教育センターは、臨床医工学・情報科学融合領域教育プログラムを提供する。
・理学研究科、医学系研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、生命機能研究科、産業科学研究所、接合科学研究所、超高压電子顕微鏡センター、極限量子科学研究センター、太陽エネルギー化学研究センターなどが部局横断で連携しナノ理工学人材育成を行うナノサイエンスデザイン教育研究センターは、ナノ高度学際教育研究訓練プログラムを提供する。
・経済学研究科、基礎工学研究科、理学研究科、情報科学研究科が協力して金融・保険教育研究センターの金融・保険教育研究プログラムを提供する。
・中之島センターでは、多様な教育ニーズに沿った、幅広い教育を実現するために、大阪大学の多くの部局が参加して、大阪大学エクステンション、社会人向け大学院授業、社会人向け高度職業人講座、一般市民向け講座、定期的な文化学術講演会やシンポジウムなど多様なプログラムを実施する。

34) プロジェクト研究との接合によるプログラムの高度化

・各部局の工夫により、プロジェクト研究との接合などによるプログラムの高度化を図る。
・各部局では、プロジェクト研究との接合によるプログラムの高度化を図るため、部局内の研究活動を包括的に把握し、プロジェクト研究の企画・遂行を支援する中で、学生のプロジェクト研究への参加についても組織的に支援する。
・理学研究科、医学系研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、生命機能研究科、産業科学研究所、接合科学研究所、超高压電子顕微鏡センター、極限量子科学研究センター、太陽エネルギー化学研究センターなどの参画によるナノサイエンスデザイン教育研究センターのナノ高度学際教育研究訓練プログラムでは、博士後期課程向けプログラムの高度化のため講義・演習・実習を実施する。
・医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、情報科学研究科などの参画による臨床医工学融合研究教育センターでは、医学・生命科学と工学・情報科学を融合させた教育を行い、新たな臨床医療分野としての、臨床医工学・情報科学融合領域分野の創成と対応する人材育成を図る臨床医工学融合領域教育プログラムを実施する。

35) 研究科間の連携による学際的・応用的・実践的科目の設定

・複数の研究科の連携による学際的科目の開講を推進する。
・相互履修による単位認定制度、他研究科の授業科目を自由選択科目の単位として認める制度などについても導入を進める。
・ナノサイエンスデザイン教育研究センターのナノ高度学際教育研究訓練プログラムにおいては、研究科間の連携強化に結びつけるだけでなく、履修する学生が異なる多様な価値観と視点から学際性、応用力や実践力を育める機会となるよう、

6 研究科が提供する講義科目を有機的に結びつけたプログラムを博士前期課程・社会人再教育向けに実施するとともに、異なる研究科に属する教員が集まって企画指導する実習科目・博士後期課程プログラムを実施する。

- ・臨床医工学融合研究教育センターの教育プログラムを引き続き実施する。
- ・コミュニケーションデザイン・センターの教育プログラムを全学の大学院共通教育科目として実施する。
- ・経済学研究科、理学研究科、基礎工学研究科、情報科学研究科が協力して金融・保険教育研究センターの金融・保険教育研究プログラムを提供する。
- ・理学研究科、医学系研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科において、ナノ高度学際教育研究訓練プログラムが提供する授業の単位を相互に認定する。
- ・複数研究科の連携を含む高度副プログラムを実施する。

ウ 授業形態、学習指導法等に関する目標を達成するための具体的方策

36) 指導助言体制の充実

- ・学生が自主的自立的に研究テーマを決定できるよう、狭い研究テーマにとらわれず関連分野全般に渡る共通の論理性・問題設定などに配慮した教育を各部署で実施する。
- ・研究科案内などを充実させ、研究室訪問や教員、所属学生との懇談要望には日常的に対応する。
- ・指導教員による研究方針・研究概要・教育指針等をホームページ等に掲載し情報提供する。
- ・研究室単位又は研究グループ単位のセミナー、少人数制の課題探求型セミナー、国内外のゲスト・スピーカーによるセミナーの開催等を通じて、研究テーマ決定のための情報を学生に提供する。
- ・指導教員と学生とのきめ細かな対話を実施し、オリエンテーション・ガイダンス等において研究課題の例示、学界の状況、研究手法の紹介、研究環境等を含めた適切な情報を提供し、学生の学問的関心と資質に応じた指導を行う。
- ・研究テーマ又は専門分野により、複数の教員、TA、RA、学内の他部署又は学外の研究者も含めて、共同で指導を行う。
- ・研究テーマの変更等が必要な場合、指導教員や専攻の変更柔軟に対応する。
- ・学生が主体的に企画する自主的教育研究会の開催などを含めて、学生の共同研究を支援する。

37) 学外研究活動の奨励

学生の学外での研究活動の活性化を図るため、以下の方策を実行する。

- ・学外活動の意義をオリエンテーション、ガイダンス等において周知徹底し、学外研究会・学会の情報を掲示板、ホームページ等を通じて学生に提供する。
- ・学生に対して、学会発表、学外の共同研究、研究会への積極的参加を奨励する。また、レフェリー付学術誌への投稿や学会発表に際して十分な指導を行う。
- ・研究プロジェクトに参加させ、それを通じて学界の最先端の状況を、身をもって体験させる。具体的には、共同研究推進のために、学内外研究者をセミナー等へ招聘するとともに、国内外研究機関へ学生を派遣する。
- ・国際会議など海外への学生の派遣を促進する。そのために、プロジェクト研究費の活用等により支援する。
- ・学外の研究調査・フィールドワーク、ケース・スタディのためのインタビュー等への参加を指導する。
- ・学生を対象とした懸賞論文制度を通じて、研究のインセンティブを与える。
- ・インターンシップを奨励し、社会活動へのマッチング教育を実施する。

38) TA、RAの教育機能の活用

TAについては、講義・演習・実習・実験、大学院の講義・実験・セミナー等におけるチューター、課題の採点、講義・演習・実験等の企画・準備・実施補助、論文作成指導などに活用し、それらを通じて教育を体験させ、指導能力を養うとともに、基礎知識をより完全に修得させる。

一方、RAについては、プロジェクト研究の補助（資料収集、計画立案、成果取りまとめ、公表）、低年次院生に対する補助的研究指導などを通じて、指導能力、問題提起・解決能力、種々問題点の整理・統合能力を向上させる。

以上を実現するために、次の計画を実施する。

- ・TA、RAのシステムの質的向上のために、ガイダンス、オリエンテーションなどを実施する体制をさらに充実させる。
- ・TA、RAが、より学生の現状を把握しやすい一面があることも考慮し、教育方法改善へ生かすために教員とTA、RAとの意見や情報の交換会を継続して企画する。

39) 学内外の教育研究機関との交流の促進

学内外の教育研究機関との交流を促進するため、以下の計画を実施する。

1. 海外との交流

サンフランシスコ教育研究センター、グローニンゲン教育研究センター及びバンコク教育研究センター（以下「海外教育研究センター」という。）においては、以下の計画を実行して、交流の促進を図る。

- ・大阪大学学生の海外の大学での語学研修等を支援する。
- ・学術交流協定を締結している大学・機関との協力を強化し連携を図り、学術交流をさらに推進する。

2. 学外との交流

- ・連携大学院や連携講座との協力関係を深める。
- ・EUインスティテュート関西（神戸大学、関西学院大学、大阪大学（法学研究科、経済学研究科、国際公共政策研究科））の活動を推進する。

3. 学内での交流

- ・部局横断的に展開していたナノ高度学際教育研究訓練プログラム、臨床医工学融合領域教育プログラム、金融・保険教育研究プログラムなどの各種の教育プログラムを「高度副プログラム」制度として組織化する。
- ・研究所、センターにおいては、研究科の協力講座として、研究科の間では、専攻担当教員・授業担当教員等として連携する。

<p>40) 教育課程の多様化 以下の計画を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高度副プログラムの実施による研究科間の横断的共通科目の設定 ・大学院生を対象に専攻に加え幅広い分野の素養と高度な専門性を獲得する機会を研究科横断的かつ全学共通的に提供する枠組みである大学院高度副プログラム制度を継続・発展させる。 2. 英語で授業を行うカリキュラムの整備 ・サイバー教育を活用することなどにより、英語の授業を充実させる。 ・外国人教員による講義を充実させる。また、部局が開催する外国人教員・研究員セミナーについても対象を幅広く設定し、多くの学生に参加の機会を与える。 3. インターンシップの実施 ・教育的効果の大きさを考慮し、積極的に実施していく。 4. 遠隔教育などの ICT を活用した教育の展開 ・学内にとどまらず、複数大学の連携による遠隔教育、海外との遠隔教育などを実施する。
<p>③適切な成績評価等の実施に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>41) 成績評価の透明性の向上 ・各部局では、授業目的、到達目標、授業内容、履修要件、成績評価方法などをシラバスにおいて公表する。特に、評価の透明性を高めるため、成績評価に関する、試験、レポート、平常点などの方法を明記する。</p>
<p>42) 補習、補講、再試験、再履修等の実施基準の明確化 ・各部局では、補習、補講、再試験、再履修等の実施基準を明確にして、成績評価の一貫性と厳格性を担保する。</p>
<p>43) 成績優秀者に対するインセンティブの付与 ・各部局では、成績優秀者などに対して、楠本賞候補者を選考するとともに、独自の表彰制度や懸賞論文制度を設けたり、飛び級制度・短期修了制度を適用したりすることにより、学生の学力増進にインセンティブを付与する。 ・共通教育科目の成績優秀者に対し教養教育奨学金の授与を行う。</p>
<p>44) 学外活動の積極的評価 ・各部局では、インターンシップなどの学外活動について推進し、可能な範囲で単位認定を行う。</p>
<p>45) 学位の授与方針と審査基準の明確化 ・各部局では、学位授与手続、授与方針、審査基準及び論文審査委員の選考基準等を明確にし、学生への周知・徹底を図る。</p>
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>
<p>①適切な教職員の配置等に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>46) 教職員の配置とその見直し ・学科・専攻などの組織について不断の見直しを行いつつ、専門分野を考慮して教職員を常に適切に配置する。</p>
<p>47) 教員の多様性の確保 ・教員の採用にあたって、公募制の導入などによって幅広く教員を募り、女性教員・外国人教員の採用にも配慮する。そのために、「多様な人材活用推進委員会」において、女性、障害者をはじめとする多様な人材を活用するために検討を継続する。また、たけのこ保育園とまきば保育園を通じた支援により男女共同参画を推進する。 ・非常勤講師、招へい教員等やゲスト・スピーカー制度を活用し、先端的な教育や実践的な教育などを展開するために、学界・産業界・官界から第一線の人物を招聘する。</p>
<p>48) 教育活動の支援体制の整備 ・教員の教育活動を支援するために T A を活用する。また、T A の有効な活用のため、授業補助以外への T A 活動の範囲の拡大、R A からの移算の許容、T A に関する事務の簡素化、T A に対する研修などを継続して行う。 ・教育活動の支援のために、必要な事務職員を適切に配置する。 ・部局にまたがる学際融合的な教育プログラムの支援を継続発展させる。</p>
<p>49) 学内外の教育研究組織・教育支援組織の連携の促進 ・各部局は、協力講座などを通じた他部局との連携、連携大学院などを通じた学外教育研究組織との連携を促進する。</p>
<p>②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>50) 教育環境・教育施設の充実 ・施設マネジメント委員会の下、全学的な視点から、教育施設整備を計画する。 ・各部局は、マルチメディア講義室の整備、研究室・講義室・演習室における LAN の整備、プロジェクトなどの A V 機器が利用可能な教室の増大など授業形態の情報技術化を推進するため、遠隔教育、対話型教育、実験、演習、実習、外国語教育など教育方法に適した設備及び大学院教育のための設備を整備し、教育環境の充実を図る。また、自習室、図書室を整備する。 ・情報基盤推進本部の下、サイバーメディアセンターが中心となって、教育情報化のための環境を整備する。語学に関するオンライン学習教材や授業支援システムの開発を進め、効果的な教育方法について研究を進める。さらに、サイバーメディアセンターと大学教育実践センターが協力して、全学規模の e-Learning 環境の整備・運用を引き続き行う。 ・サイバーメディアセンター、大学教育実践センター、外国語学部、言語文化研究科、世界言語研究センターが協力して、「高度外国語教育全国配信システムの構築」プロジェクトを引き続き推進する。</p>
<p>51) 教育支援環境の整備</p>

- ・情報基盤推進本部は、情報処理教育及びその基盤整備、情報ネットワークのインフラ整備、学務情報システムKOAN及び教育支援環境 WebCT の拡充・利用促進、教育学習情報資源の整備等について、全学的な企画・調整を行い、教育支援環境の改善を引き続き一層進める。
- ・附属図書館においては、学生用図書・教養図書・マルチメディア資料・電子資料等の学習教育資源の整備拡充に努めるとともに、自習環境の充実、図書館利用・文献調査の支援、海外を含めた図書館間相互利用（ILL）、Web サービスの拡充など、図書館各種サービスの高度化・利便性向上を図る。
- ・サイバーメディアセンターでは、機関リポジトリ構築、サイバー端末間及び学生のパソコンとの間のデータ交換を支援する仕組みの整備、Web メール機能の提供、e-Learning 用コンテンツ作成・支援プロジェクトへの協力などを引き続き行う。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための目標を達成するための具体的方策

52) 教育活動評価のための基礎的データの整備

- ・全学データ収集システムに基づく各種統計データの自動生成システムを維持し、各部署で実施される自己評価、外部評価、教員業績評価などの組織内評価での基礎データ利用を引き続き効率的に行えるようにする。

53) 各部署等における自己評価の準備及び実施

- ・各部署は、全学基礎データ項目のデータの収集を引き続き行う一方で、部署独自の自己評価の対象となるデータ項目については、その範囲の検討を引き続き重ね、データを収集し、部署の特性を尊重して自己評価を行う。

54) 各部署における外部評価の準備及び実施

- ・各部署は継続的にデータ収集を行い、引き続き外部評価のため準備を行う。また、外部評価を実施した場合は、その評価結果を公表する。
- ・引き続き部署や専攻等で外部評価を実施する。

55) 評価結果の検証と改善措置の実施

- ・評価室は、各部署の達成状況の評価を行い、各部署の教育に関する年度計画の進捗状況の評価・検証する。
- ・各部署は、評価委員会等の組織で評価結果の検討を重ね、継続して教育研究活動の改善を行う。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する目標を達成するための具体的方策

56) FD実施のための組織整備と実施

- ・教育・情報室では、大学教育実践センターと協力して、全学の教員を対象としたFD研修会を開催する。
- ・大学教育実践センターでは、新任教員研修会などのFD研修、実践センターホームページにおけるFDに関するページの作成、Web を使った授業支援に関する研究・実験、大阪大学共通教育賞の選考などを行う。また、各研究科間でFD活動の情報交換を進めるため、「全学FD連絡委員会」を開催する。
- ・サイバーメディアセンターが中心となって、CALL システム及びWebOCM の利用促進のため、CALL 講習会、教員及びTA向けのWebOCM の使用方法に関する講習会などを実施する。また、教育の情報化、情報倫理教育に関する講習会、情報教育に関する研究会などを開催する。
- ・各部署においても、FDに恒常的に取り組む体制を整え、学部教育・大学院教育の質的充実を図るための教育技法の開発を進め、講習会等を定期的に開催するとともに、新任教員に対する研修を実施する。

57) 教材の開発・活用及び授業方法の改善

- ・言語文化研究科、サイバーメディアセンター及び大学教育実践センターが連携して、マルチメディア言語教育やe-Learning 等のための教材開発を行い、教育方法の改善を引き続き図る。また、サイバーメディアセンターと大学教育実践センターが連携して、情報活用基礎、情報倫理教育などの情報処理教育科目の教材整備を行う。
- ・各部署は、大学教育実践センターから提供された情報や研修機会を利用して、また、センター兼任教員等を通して、専門教育における学生の授業理解度を高めるための教材及びオープンコースウェア（OCW）の開発・活用に引き続き取り組む。

58) 教科書・参考書の執筆奨励

- ・教員に対して教科書・参考書・資料集等の執筆を奨励する。その一環として、大阪大学出版会との連携をとる。

59) 情報媒体・インターネットの利用環境の整備充実

- ・情報基盤推進本部及び情報基盤委員会の下、情報媒体・インターネットの利用環境に関する整備充実を進め、学務情報システムKOANを拡充する。
- ・大学教育実践センターとサイバーメディアセンターが中心となり、WebCT を活用した授業方法を広める。
- ・附属図書館では、ホームページにおいて、インターネット上の有料・無料の有用な学術情報へのリンク集を拡充するとともに、館内無線LANを利用者に提供し、本館・吹田分館の無線LAN環境の整備を図る。
- ・総合学術博物館では、博物館データベースの改善、資料標本のデジタルアーカイブの開発を進める。
- ・各部署は、附属図書館、サイバーメディアセンター、総合学術博物館等との連携を図りつつ、種々の情報媒体の利用環境及びインターネット利用環境の整備を進める。

⑤学内共同教育等に関する目標を達成するための具体的方策

60) 教養教育の実施と学部専門教育との連携のための組織の整備

- ・教育・情報室及び大学教育実践センターその他の部署の教員が協力して、高度教養教育推進のための調査・分析を引き続き行う。
- ・大学教育実践センターでは、言語文化研究科と連携して、共通教育の外国語教育において、「専門英語基礎」を全学生（外国語学部を除く）の必修科目とするとともに、高学年次の学部学生が選択履修できる「上級英語」を開講し、共通教育と学部専門教育との接合を引き続き図る。

<p>61) 学内情報処理基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤推進本部及び情報基盤委員会の下、情報処理基盤を確立し、学生の情報処理能力向上を支援する情報処理教育担当者に対するFDを引き続き実施する。 ・附属図書館は、サイバーメディアセンター等と協力して、図書館利用教育を含む情報リテラシー教育を引き続き実施する。 ・サイバーメディアセンターは、情報教育担当教員への説明会、教育の情報化、情報倫理教育に関する講習会などを実施する。
<p>62) 国際的教育研究環境の整備</p> <p>大阪大学の教育研究面での国際交流を推進するために、国際交流室、グローバルコラボレーションセンター及び留学生センターを中心に、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外教育研究センターを通じて、大阪大学学生の海外の大学での語学研修の支援をはじめ、海外の大学に留学する大阪大学の学生に対する支援、海外の大学から大阪大学へ留学を希望する学生に対する支援などの具体的方策を検討する。 ・タイ王国マヒドン大学にある東南アジア共同研究拠点において、東南アジアにおける交流を推進する。また、大阪大学学生に対して、英語による遠隔講義を行う。 ・留学生センターでは、必要に応じて関係部局と協議しつつ、全学的な留学生の受入れ体制のさらなる整備の推進に協力し、またそれに対応して留学生センターの教育・指導体制を整備する。
<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>
<p>①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>63) オフィス・アワーの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局で設定した「オフィス・アワー」及び学生への「講義担当教員電子メールアドレスの公表」により引き続き学習相談・助言・支援にあたる。 ・各学部、各研究科では実情にあわせて学生が質問をしやすい環境を整え、教員の個別的な指導が可能な体制を維持するとともに、大阪大学学務情報システム(KOAN)の活用により、授業などに関する質問等を受け付けやすくすることに努める。
<p>64) 学習相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局に設置した学生相談窓口(電子メール窓口を含む)を有効に活用し、学生からの学習相談にきめ細かく対応し、クラス担任を中心にして、修学支援を積極的に行う。 ・各学部、各研究科では実情にあわせて学生が相談をしやすい環境を整えるとともに、大学教育実践センターではガイダンス室が共通教育の学習相談を実施する。
<p>65) 学生相談の記録保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談内容の記録を、個人情報保護に配慮した上で引き続き集積する。 ・集積した記録を学生指導や教育改革に有効に利用する体制を各研究科・学部で維持する。
<p>②生活相談・就職支援等に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>66) 教職員のメンタルヘルスに関する理解向上と学生生活に関する多様な相談と支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、クラス担任、指導教員及び各学部、各研究科の相談窓口担当者は、保健センターと連携をとりつつ、学生のメンタルヘルスケアにあたる。 ・保健センターと障害学生支援室が連携し、専門的なカウンセリングや心身医学・精神医学的対応を必要とする深刻な悩みや疾病を抱える学生の支援を行う。 ・保健センターは、クラス担任、指導教員及び各学部、各研究科の相談窓口担当者のメンタルヘルスへの理解を深めるため、FDの機会などを活用してメンタルヘルスに関する講演会を開催する。また、保健センター学生相談室は、学生相談に関わる教員、事務職員等を対象にメンタルヘルスへの理解を向上させるための講演会を引き続き開催する。
<p>67) 就職支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生部キャリア支援課では、引き続き、就職ガイダンスや個別就職相談など充実した就職支援を実施する。 ・各学部、各研究科では、就職支援担当教員を中心に情報提供、就職相談と指導、進路説明会の実施など、部局の実情に応じた就職支援を引き続き行う。
<p>③経済的支援に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>68) 各種奨学金制度の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種奨学金制度の活用のための措置を継続して実施する。 ・各学部、各研究科は、積極的に奨学金制度に関する情報を収集し、学生に提供する。 ・各学部、各研究科は、外部資金による奨学金制度の創設及び拡充に努める。
<p>69) 学生生活環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活環境の充実を図るため、学生生活委員会を中心に学生との対話を通じてきめ細やかな措置を講ずる。 ・各部局は、「ミーティングルーム」、「リフレッシュルーム」などの学生が自由に利用できる施設の維持・整備を図る。 ・老朽化した福利厚生施設、課外活動施設については、改修計画に従って、改修を順次実施するなど福利厚生施設等の充実を図る。
<p>④社会人・留学生等に対する配慮</p>
<p>70) 社会人・留学生等に対する学生生活や学習の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対しては、留学生センターと各学部・各研究科は連携して、引き続き、留学生の学習相談、生活相談、キャリア相談にあたり、留学生支援体制を維持、発展させる。

- ・各学部、各研究科においては留学生に対する相談室やチューター制度などを設け、引き続き支援する。
- ・海外教育研究センターをさらに活用し、留学希望者への情報提供、来日前のガイダンスやアドバイスなどを実施する。
- ・社会人学生に対しては、勤務先での業務との両立が図れるように教育上の配慮を行う。
- ・附属図書館では、留学生センター等と連携して留学生向け資料の充実を図るとともに、英語・日本語による留学生向け図書館オリエンテーションを実施する。また、社会人支援として、時間外、休日開館のサービス拡大について、利用者アンケート等を参考に検討を進める。
- ・留学生や社会人を含め、外国学校出身者（帰国子女）・編入生、既婚女子学生・研究者、身体障害学生などの多様なニーズに対応した支援体制の充実を引き続き推進する。

71) 履修指導の充実

- ・各部局におけるガイダンス、履修相談、履修指導の充実を図るための取り組みを維持し、発展させる。
- ・多様な学生のニーズにきめ細かく対応できるように補習など個別的な配慮をする。
- ・履修指導に当たってはT Aを活用する。

72) 留学生へのチューター配置

- ・各学部・研究科等に留学生担当教員を置き、その指導の下に希望者にチューターをつける。
- ・大学教育実践センターにおいては、ガイダンス室が留学生の学習相談にあたり、留学生専門委員会委員が指導員を務めるほか、教務係に留学生担当の職員を配置する。また、1年次留学生全員及び2年次留学生のうち希望者にチューターをつけるとともに、留学生センターと協力し、チューターのガイダンスを実施する。

73) 身体障害学生の支援

- ・修学支援のみならずキャンパスでの生活支援も実施できるよう障害学生支援室の専任教員を中心にさらなる充実を図る。
- ・障害学生支援室では、身体障害のみに限定せず、学生の持つそれぞれの障害と支援ニーズに対応した修学支援、生活支援を引き続き実施する。
- ・施設マネジメント委員会及びキャンパスデザイン室は調査に基づいたキャンパスバリアフリー計画を策定し、キャンパスバリアフリー環境の整備を推進する。
- ・障害学生を受け入れる学部・研究科ではその学生に必要な施設の整備や改善を行い、同時に修学のための支援体制を整える。

⑤課外活動支援に関する目標を達成するための具体的方策

74) 課外活動の支援

- ・学生生活委員会課外活動小委員会は、学生代表の参加の下に、課外活動公認団体のあり方、公認団体への援助のあり方について引き続き検討し、課外活動への学生の積極的な参加を促す。
- ・各学部・研究科と協力して安全なキャンパスライフ対策を講じる。
- ・各学部・研究科は、施設利用なども含め、学生の課外活動、ボランティア活動を支援する。
- ・引き続き、優れた課外活動やボランティア活動に対しては課外活動総長賞により表彰し、学生の自主的な課外研究については公募選考の上、助成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性

75) 各部局等における研究の方向性

- ・総合大学、研究重点型大学の特色を生かし、学問の発展にとって普遍的な重要性をもつ基礎的研究を継続的に行う。
- ・科学技術・産業技術の発展を支え21世紀の人間社会と文化のあり方を模索する応用的研究及び先端的研究など、緊急度の高い研究テーマに柔軟に対応する。

76) 研究機関との交流及び研究と教育の結合

- ・学術交流協定、共同研究、連携講座等を通じて、学外の先端的研究機関との交流を進める。各部局は、それぞれに関連する大学、国公立・独立行政法人・企業の研究所等と連携を深め、研究・教育を推進する。
- ・海外教育研究センターを中心に、国際的な研究・教育交流を推進する。
- ・国際交流、国際共同研究を通じた教育を実施する。
- ・研究に密着した教育（特に大学院教育）体制や教育研究プログラムの確立を推進する。関連する部局においては、グローバルCOEプログラム等を大学院教育に活用する。
- ・学内部局横断型の大学院教育研究プログラムを他機関の参加も得て実施する。
- ・学外の組織との連携による研究教育活動に取り組む。

77) 多様化する社会ニーズへの対応

- ・研究知識の創出（知的資産の増大）、人類の生活の質の向上（社会的効果）、新産業の育成（経済的効果）等を具体化する研究を推進する。
- ・ナノテクノロジー、IT、バイオテクノロジー及びグリーンテクノロジーの分野を中心に分野横断的な研究プロジェクトを推進するため、研究・産学連携室の下に設置されたナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構、生命科学・生命工学研究推進機構及び研究・産学連携室と密接な関係を持つ形で設置された産学連携推進本部、先端科学イノベーションセンターを活用し、知的資産や知的財産の増大を図るとともに、産業界との共同研究を促進し、新産業の創出を指向した分野横断的複合研究を推進する。
- ・コミュニケーションデザイン・センター、金融・保険教育研究センター、グローバルコラボレーションセンター、サステイナビリティ・デザイン・センターなど本中期計画の期間に設置されたセンターは、それぞれの計画を進め多様化する

社会ニーズの具現化に向けた展開を図る。
②大学として重点的に取り組む領域
<p>78-1) 大学として重点的に取り組む領域</p> <p>ナノサイエンス、エネルギーの開発、IT、自然との共生、生命科学・生命工学・生命倫理、高度先進医療、社会の多様性と共生、新世界秩序や資源循環型社会の構築などの複合型諸問題、あるいは地球規模の諸問題に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究を推進するにあたっては、ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構や生命科学・生命工学研究推進機構及びそれらの機構によって形成された「ナノサイエンスデザイン教育研究センター」や「臨床医工学融合研究教育センター」を通じて取り組む。さらに、コミュニケーションデザイン・センター、金融・保険教育研究センター、グローバルコラボレーションセンター、サステイナビリティ・デザイン・センター、免疫学フロンティア研究センターやグローバルCOEプログラム拠点においてもこれらの諸問題の研究を推進する。 ・グローバルCOEプログラム（11件）に採択された研究計画について重点的に支援する。また、すでに終了した計14件の21世紀COEプログラム（中期計画のアーセの項目）について、その成果をさらに発展させるよう研究を継続推進する。 ・研究・産学連携室の下に設置した（1）ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究企画WG、（2）生命科学・生命工学研究企画WG、（3）脳情報学研究企画WG、（4）地球環境資源エネルギー科学研究企画WG、（5）光科学研究企画WGにおいて、中長期的研究企画の検討と立案を行う。 ・独創的知的財産の創出と活用の効果的方策を進めるとともに、産学官連携活動理念、知的財産ポリシー、発明規程、共同研究規程などを学内外に公開する。
<p>78-2) 世界トップレベル研究拠点の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免疫学フロンティア研究センターでは、イメージング技術との融合により免疫システムの解明を推進するとともに、プログラムの趣旨を踏まえ、世界トップレベル研究拠点の形成・充実に向け、既存のシステムにとらわれない、拠点の円滑な運営を目指す。
③成果の社会への還元に関する目標を達成するための具体的方策
<p>79) 研究の社会的効果を向上させる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・産学連携室とその下に設置された「ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構」、「生命科学・生命工学研究推進機構」及び各研究企画ワーキンググループによって、境界領域や複合領域の研究を促進し、新しい分野の成果の社会移転を促進する。 ・同じく研究・産学連携室と密接な関係を持つ形で設置された先端科学イノベーションセンター及び産学連携推進本部によって、産学共同研究や受託研究を推進し、さらに大学発ベンチャーの育成支援を通じて研究成果の社会への移転を推進する。先端科学イノベーションセンターは、産学連携推進本部、TLOなどと協力し、学内シーズによる知的財産の形成を促進するための連携ネットワークを整備する。また、ホームページなどを活用し、知的財産の利用を促進し、学内シーズを効率的に社会に還元するネットワークの整備を行う。 ・国際交流室は、学術交流協定校を中心とする活動を通じて海外との教育研究国際連携活動を活性化する。また、海外教育研究センターにおける活動を通じてより効果的な国際協力を展開する。 ・各部署においても研究推進室や社会連携室等を設置するなど研究推進体制を整備、活用することにより、研究の社会的効果の向上を図る。
<p>80) 研究成果の社会への還元の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携、民間等との共同研究、受託研究等を通じて、社会のニーズを探るとともに実践的な研究を発展させ、その成果を直接的に社会に還元する。特に、研究・産学連携室の支援の下に、大学と企業との組織的な連携推進に関する協定を通じて民間との一層の連携を図る。さらに、「知的クラスター事業」との連携や、TLO、NPOおおさか大学起業支援機構、阪大イノベーションファンドなどの学外機関との連携を通じて、成果の社会への還元を促進する。また、アドバイザーとしての参画や、リエゾン活動、コンサルティングなどの大学シーズの公開活動を積極的に行う。 ・社会人教育講座、セミナー、講習会などを開催し、高度な知識・技術を持った人材を育成・輩出することによって、研究成果を間接的に社会に還元する。特に、中之島センターを活用した公開講座、ナノ高度学際教育研究訓練プログラム、臨床医工学融合領域教育プログラムなどの社会人教育活動を推進する。
<p>81) 研究成果の国内外への発信及び情報交換の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースや学術専門誌、大学の紀要、大阪大学アニュアル・レポート（英語版）、ニューズレター、ホームページ、メール配信、ビデオなどを利用して研究成果を国内外に積極的に発信し、国内外の研究機関及び研究者との連携や情報交換を促進する。 ・中之島センターで開催されるナノ高度学際教育研究訓練プログラム社会人教育プログラム等における遠隔教育システムによる講義を通して、情報の発信と交換の促進を引き続き図る。 ・附属図書館では、学位論文、紀要を中心に、大阪大学機関リポジトリの構築を推進する。学術雑誌論文についても、著作権のクリアされたものについて収集を図る。 ・シーズとなるような研究成果等を積極的に公開発信する。また、発明を、（独）科学技術振興機構等を通じて広く公開し、大学発の特許の活用を促進する。 ・海外教育研究センター等の活動を通し、海外で教育研究に関する情報発信を行う。 ・国際的に情報交換を促進させるために大学や各部署においては英語版のホームページの充実を推し進める。
④研究の水準・成果の検証に関する目標を達成するための具体的方策
<p>82) 研究に関する基礎的データの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、評価室が中心となり全学教員基礎データの更新と充実を推進する。

<ul style="list-style-type: none"> ・各部局においても全学教員基礎データの更新を定期的に行い、その更新率の向上、内容の充実に努める。
<p>83) 組織評価による研究水準・研究成果の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局は部局の計画に基づき、中長期的視点に立って自己点検・評価を継続して実施する。 ・評価は、各部局の達成状況の評価を行い、各部局の研究に関する年度計画の進捗状況の評価・検証する。
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p>
<p>①適切な研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>84) 研究組織・研究体制の再検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画や各部局の計画に基づいた組織の改組・新設等の計画のうち、未達成部分を引き続き遂行する。
<p>85) 優秀な人材の確保のための方策</p> <p>優秀で多様な人材確保のために、次のような方策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究教育分野の性格や実情に照らし、可能な分野、部門については、教員の採用にあたっては公募制を原則とし、優秀な人材を確保する。 ・外国人研究者の積極的雇用のため、国際的な公募や外国人研究員のポストを活用する。 ・職種や部門の性格や使命に照らし、可能なポストについては積極的に任期付教員制度を導入するなど、流動化を保障する。特任教員については任期制を採用する。 ・テニュア・トラック制度を参考にした優遇システムを導入し、優秀な若手人材の確保を推進する。 ・教員任用には、外国籍や女性研究者の採用に配慮する。 ・研究プロジェクトの目的や性格に合わせて、招へい教員、招へい研究員、特任教員、特任研究員等の採用を進め、研究者の流動化・活性化を行う。 ・連携講座等の組織を整備し、産業界や政府や他の研究機関との人事交流を促進する。 ・たけのこ保育園とまきば保育園を通じた支援により男女共同参画を推進する。 ・科学技術振興調整費「次世代に繋ぐ女性研究者サポート連鎖の形成」によって整備した「研究支援員制度」を活用し、女性研究者と次世代の研究者の育成を推進するとともに、女性研究者の多様なロールモデルやワーク・ライフ・バランスを紹介するセミナー等を開催する。
<p>86) 研究支援組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局においては、事務部、技術室、分析室、資料室、産学連携推進室、研究企画推進室、計算機室等の研究支援組織のあり方や人員配置を、自己点検や外部評価に基づいて常に見直し、その有効活用を図る。 ・グローバルCOEプログラムをはじめとする種々のプロジェクト資金、産学連携による共同研究費等の外部資金、さらに部局長裁量経費等の自己資金等を積極的に利用し、研究員やRA、TA、研究支援推進員、事務スタッフ等の支援者を雇用し、研究推進を図る。 ・分野横断的な研究を推進するために、科学教育機器リノベーションセンター等の分野や部局をまたがる支援組織を活用する。
<p>87) 教員の責務における比重調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局では、実情や実績等の点検や評価に応じ、研究の責務の比重を定期的に調整するよう努める。 ・大規模な外部資金プロジェクトのリーダー等中核的研究者の責務の比重の軽減を図る。 ・平成16年度に整備した制度に基づき、人件費の10%を大学本部で留保し、教員の教育・研究・社会貢献の責務の比重調整に活用する。
<p>88) 研究機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基盤推進経費による若手研究者を中心とする海外派遣・招へい事業を継続・促進するとともに、(独)日本学術振興会等の資金を利用して、長期・短期の国内外研修を奨励・促進する。 ・海外教育研究センターを引き続き積極的に活用し、研究者や大学院生の海外派遣を実施する。 ・各部局では、長期・短期の国内外の研修を推奨・促進する。そのために、グローバルCOEプログラム等の外部資金や独自資金を利用する。また、研究者を海外に長期派遣し、研究を促進させるサバティカル制度等の充実とその利用を促進する。さらに、短期派遣の制度を充実させ、研究者や大学院生を、国際会議やシンポジウム、海外共同研究等に積極的に派遣する。
<p>②研究資金の配分システムに関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>89) 重点配分システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・産学連携室が全学的プロジェクトを公募し、部局横断的研究を積極的に支援する。 ・大学基盤推進経費等の全学的な資金を用いて、卓越した研究や社会的ニーズの高い研究等への重点的な配分を行う。 ・各部局では、策定した配分の基本方針に沿って、運営費交付金や外部資金のオーバーヘッド等の財源を、基盤的な研究費や重点的・緊急的な研究経費として分配する。
<p>90) 研究環境整備のためのシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設マネジメント委員会等を通じ、大学基盤推進経費を全学的な研究環境整備のために有効に配分する。 ・各部局では、整備した配分や運用に関する基本方針に従って、外部資金のオーバーヘッドや競争的資金の間接経費等を、研究環境整備に効果的に充当する。
<p>91) 評価に基づく配分システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の組織評価の結果を資源配分の検討に活用する。 ・各部局では、評価に基づく部局長裁量経費等の重点的かつ弾力的な配分システムを構築・推進する。
<p>③研究活動の評価及び評価結果を研究の質の向上につなげるための目標を達成するための具体的方策</p>

<p>92) 部局を対象とした組織評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価室が中心となり、全部局を対象として、年度達成状況評価を実施する。 ・各部局は、部局内評価を担当する組織を中心としてそれぞれの特性を生かした部局内組織評価を推進する。
<p>93) 部局における評価体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局では、部局内評価を担当する組織を中心として部局内評価を行う。部局内評価においては、公正な評価基準の確立に努める。 ・各部局の計画に従って、内部評価・外部評価を実施することにより研究活動等の実施状況や問題点を把握するとともに、評価結果の公開に努める。
<p>94) 評価の継続的なフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局は、評価委員会や研究推進室、研究企画委員会、将来計画委員会等の評価のフィードバックを検討する組織を継続的に設置し、機能の改善に努める。 ・各部局は、評価室による達成状況評価などの結果に基づき、内容の検証と対応を行う。また、外部評価の結果を運営体制の改善等に結びつける。
<p>④研究に必要な設備等の活用・整備に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>95) 設備機器等の効率的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備整備に関するマスタープランに基づき、中・長期的視野で計画的な設備整備及び管理運営を行う。 ・全学的な方針として、分野横断的なプロジェクトの遂行を推進し、必要とする設備備品、特に高性能の共同機器の戦略的導入を図る。 ・学内の大型プロジェクト研究を推進し、設備機器の整備・購入を図る。 ・科学教育機器リノベーションセンターを中心に、研究機器の再利用（リユース）と学内機器の共用・有効利用を促進する。
<p>96) 重点的研究等に対応できる施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設マネジメント委員会の下で、全学的な視点から、重点的研究等に機動的に対応できるような、オープンラボやコラボレーションスペースを折り込んだ施設整備を行う。 ・全学的な総合研究棟整備事業など、民間資金等による施設整備の要求を行う。 ・全国共同利用施設における、共同研究の促進と施設整備を進める。 ・部局において、既存の部屋を整備し共有スペースの確保に努める。
<p>97) 現状の維持・更新に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画室の下に置く施設マネジメント委員会によって、施設等の点検・評価を行い、それに基づいて、施設の維持管理のための全学的な改善方策を立てる。大学の中期計画、キャンパスデザインと連動させ、老朽施設の改修と現代化、施設の共同化を推進する。 ・設備整備に関するマスタープランに基づき、中・長期的視野で計画的な設備整備及び管理運営を行う。 ・科学教育機器リノベーションセンターにおいて、現有設備の状態や利用者からの要望に基づき設備の整備を検討し、再利用（リユース）を促進する。
<p>98) 研究・教育機器等の開発に関する全学的配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学教育機器リノベーションセンターが中心となり、工作機械や研究用アプリケーションの開発を行う。 ・科学教育機器リノベーションセンターにおいて高性能な汎用性機器の開発を行い、さらに革新的研究教育基盤機器開発整備事業を支援する。
<p>99) 研究施設の有効利用とメンテナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設マネジメント委員会において、全学的な視点から研究施設の面積不足と老朽化に伴う問題の解消に努める。施設の有効活用や安全性の観点から、研究スペースの共同利用を図るとともに、同種の実験室の集約化を行う。 ・新たなオープンラボスペースを確保し、老朽・劣化施設の計画的なプリメンテナンスを実施する。 ・既存の研究室空間の機能を見直すとともに、老朽化装置等の廃棄処分を行い、研究面積の確保と有効活用を図る。
<p>⑤知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>100) 研究成果のデータベース構築及び特許化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学教員基礎データや各部局の研究成果のデータベースを整備・更新するとともに、社会的ニーズによる実用化、企業化を容易にするために、それらを学内外及び企業に積極的に公開する。 ・特許等知的財産権の重要性、特許の書き方、特許の維持方法、TLOとの関係などについて周知させるため、教職員及び学生を対象とした講習会を開催する。 ・知的財産権の意識普及を推進し、大学として保有すべき知的財産を選別判定し、迅速な特許申請とその有効活用を図る。 ・TLO等と密接に連携し、知的財産の創出、新産業の育成などの活動を技術・特許相談を通して積極的に進める。また、知的財産活用の国際化に対応した取り組みを推進する。 ・研究・産学連携室の下に設置した発明委員会では、知的財産の価値と将来性の観点から迅速な判定と実用性の高いものはTLOや企業を通じて、基礎的長期的なものは大学独自で知的財産化を図る。 ・（独）科学技術振興機構などの特許化支援事業や権利化試験などを活用し、国内外の特許の出願を推進する。その他、ベンチャー企業との連携、産業界へ情報発信を行う。 ・附属図書館では、大阪大学機関リポジトリ事業を推進し、学内研究成果を体系的に収集・保存・公開する。 ・発明継承判定の基準に基づき、特許性・権利の強さと市場性・活用発展性の二面について出願特許を総合的に評価し、継承及び出願後の維持可能な特許戦略を推進する。 ・蛋白質立体構造データベース（PDB）の国際的運営により、中国語やハングル等を利用したWebの活用により、特に

アジア・オセアニア地区の拠点としての機能強化を推進する。

101) 産学連携による研究成果の実用化と権利化の推進

・研究・産学連携室及び産学連携推進本部において、重要な特許案件の権利化を推進するためには専門教員を配置し、迅速かつ遺漏なく判定を行い、出願した特許は産業界と連携し、又は独自のベンチャー企業を通じて活用できるよう努める。具体的には、

- ・研究・産学連携室に設置された全学の発明委員会の下で各部局からの特許案件を迅速にかつ効果的に一括審査・処理する。
- ・先端科学イノベーションセンターでは、学内教職員、産学連携推進本部と密接に連携し、知的財産の創出、新産業の育成などの活動を技術・特許相談を通して積極的に進める。また、インキュベーション施設の研究スペースを貸与し、ベンチャー企業の立ち上げを支援する。
- ・「おおさか大学起業支援機構」や、大学発ベンチャー支援NPO「青い银杏の会」と連携し、研究成果の事業化や成果活用型起業を推進する。
- ・知的クラスターなどの連携策に積極的に取り組む。

102) 特許化を意識した研究活動の推進

産学連携による応用開発研究ばかりではなく、基礎研究の成果についても、特許化を意識した研究活動を継続して行う。産学連携推進本部、先端科学イノベーションセンターがこれを支援し、基礎研究成果の特許化を促進する。具体的には、

- ・基礎的研究の成果であっても、長期的に見て画期的な技術に結びつく可能性のあるものは、大学独自に知的財産権の承継を行うなど、その知的財産の保有と活用に努める。
- ・産学連携室やTLOなどによる研究テーマのコンサルティングを受けるなど、シーズの掘り起こしに努め、研究者は特許化も視点に入れた研究に努める。
- ・先端科学イノベーションセンターの総合リエゾン・コーディネーション部門が中心となり、産学連携推進本部、TLO等と密接に連携し、知的財産の創出、新産業の育成などの活動を積極的に進め、技術相談、特許相談を行った内容で、重要と考えられる基礎的研究成果の特許化について支援する。
- ・微生物病研究所の「難治感染症対策研究センター」における知的財産創出につながる応用研究の推進や接合科学研究所の「国際連携溶接計算科学研究拠点」の活動を中心に技術の権利化、普及を進める。

103) 多様な知的財産の創出の推進

・産学連携推進本部は先端科学イノベーションセンターと連携し、TLO等と密接に連携し、知的財産の創出、新産業の育成などの活動を引き続き積極的に行う。

- ・多様な知的財産の創出のために、特許以外にプログラム、データベース等の著作物、回路配置、ノウハウ、研究成果有体物、技術コンサルティング等についても適切な取扱いができるよう努める。
- ・中之島センターにおいて、リエゾンオフィスを活用したコンサルティング・技術移転事業を継続して行う。
- ・大阪大学出版会を積極的に活用し、教科書、参考書、啓発書、教養書の刊行を行い、著作・出版物の充実を努める。
- ・附属図書館では、学位論文、紀要を中心に、大阪大学機関リポジトリの構築を推進する。学術雑誌論文についても、著作権のクリアされたものについて収集を図る。

104) 知的財産の管理と効率的運用の推進

・産学連携推進本部は、先端科学イノベーションセンターとの連携の下に、移転先企業の発掘を積極的に行い知的財産の活用を推進する。

- ・大学発ベンチャーの支援体制により、知的財産の大学主導による活用を促進する。
- ・知的財産の創出と活用を意識した境界領域、複合領域の産学共同研究、受託研究を促進する。
- ・研究者の知的財産権への意識向上を図るために、特許収入の相当量を発明者本人に還元する。

⑥プロジェクト研究の振興に係る目標を達成するための具体的方策

105) プロジェクト研究の推進

各部局は、部局独自のプロジェクト研究の企画、申請、実施を推進するための組織を立ち上げ、プロジェクト研究を積極的に推進するとともに、オープンスペースの提供など研究環境にも配慮する。また、研究・産学連携室は、部局のプロジェクト研究計画推進のための組織と連携を密にし、国内外の研究動向や社会的ニーズに関する情報、各省庁、民間企業、財団等の各種プロジェクト資金の企画、募集に関する情報を収集する手段及び組織を整備するとともに、それらの情報を迅速に構成員に提供し、下記の計画を推進する。

- ・将来の発展が期待され、戦略的投資が必要とされ、しかも大阪大学として社会の要請に応えられる、独自性に富んだ研究分野とその具体的研究立案、とりわけ、部局横断型研究とそのためのセンターの設置、組織の再編計画とその必要性に関する提案を行う。
- ・グローバルCOEプログラム、ナノテクノロジー研究開発推進事業等への対応、文部科学省、(独)科学技術振興機構等の関連研究機関の各種プロジェクト公募に即応できる研究計画案の策定と戦略的に関係諸機関に事業提案するための研究計画を策定する。

106) 大規模研究資金獲得のための組織的な努力と学内・部局内における資金配分体制の整備

・研究・産学連携室の下に設置されたワーキンググループにおいて、大規模な研究資金の獲得を目指した研究プロジェクトの立案、研究チームの編成を企画する。また、大規模研究プロジェクト、研究資金獲得を推進するため、部局ごとの科学研究費補助金の申請件数や採択件数・研究費、外部資金の獲得実績等を公表する。

- ・部局で外部資金情報を周知し、組織的なチーム編成を行い、研究費獲得のための申請を積極的に進める。
- ・大型プロジェクトに対して、全学レベルあるいは部局レベルで、間接経費や裁量経費の有効配分、人的支援、研究スペースの配分を推進する。

<p>107) プロジェクト研究への支援体制の強化</p> <p>・研究・産学連携室の下に設置されたワーキンググループの他、産学連携推進本部、先端科学イノベーションセンター、臨床医工学融合研究教育センター、ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構、サステナビリティ・サイエンス研究機構、さらには世界トップレベル研究拠点「免疫学フロンティア研究センター」やグローバルCOEプログラムなどが中心となり、先端科学技術分野における産学官プロジェクト研究を全学的に支援する。さらに、これらのセンター、プログラム拠点などの組織体制を通して、施設、設備、人的処置などの支援を機動的に実施する。また、組織的連携契約を締結している企業と共同研究を積極的に推進する。</p>
<p>⑦全国共同研究、学内共同研究等に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>108) 学内の附置研究所・研究施設などにおけるプロジェクト</p> <p>・研究・産学連携室の下で、全国共同研究、学内共同研究等の大型プロジェクトの計画に関する情報を一元的に管理し、中・長期的な展望を踏まえながら高水準の研究活動を維持・推進し、中期計画を実現する。また、学内の附置研究所・研究施設の長をメンバーとする組織「学術研究機構会議」は、附置研究所・研究施設の運用・研究のあり方について検討しつつ、研究の活性化を図る。関連する部局内委員会は上記の組織と連携を保ちつつ共同研究の企画を遂行する。学内各局と学内附置研究所、研究施設は研究の相互連携をさらに充実させる。</p>
<p>109) 全国共同利用附置研究所等におけるその使命・機能の充実</p> <p>・全国共同利用拠点としての使命、機能の充実を図るために、各々の目的に応じて法人の範囲を越えた共同研究を推進し、そのための環境整備に努める。</p>
<p>110) 核融合分野におけるプロジェクト</p> <p>自然科学研究機構・核融合科学研究所の双方向共同研究とレーザー連携研究等により高速点火実証実験（FIREX-1）の以下の課題を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆縮・加熱の計測器開発を進め、重水素化ポリスチレンターゲットを用いて爆縮加熱実験を行う。 ・核融合科学研究所、東京大学等と連携し、コーン装着フォームクライオ重水素ターゲットの高度化を図る。 ・レーザーエネルギー学研究センターが提唱した新点火方式/衝撃点火（Impact Ignition）のターゲットを2次元シミュレーションで設計する。
<p>111) 全学的研究体制の実施</p> <p>全学的研究体制として、以下の研究体制を大学全体の措置として実施する。</p> <p>(生命科学・生命工学研究推進機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創薬に向けたバイオイメージング」、「フロンティア産業バイオ研究推進機構」、「知と行動研究プロジェクト」など、生命科学・生命工学企画推進室に提案された部局横断型の活動を支援する。 ・生命科学・生命工学企画推進室の中に設置している「研究推進オフィス」、「地域連携、国際連携オフィス」、「教育オフィス」では、大阪大学として推進すべき研究分野、彩都などとの地域連携など、全学的な観点から議論を行い、推進戦略を練る。 ・産学連携推進本部による「協働育成型イノベーションリーダー育成」プロジェクトの活動を支援していく。 ・生命科学・生命工学企画推進室の中に設置された「医工連携を中心とした学際領域推進戦略ワーキング」において、大阪大学全体の医工連携を中心とした学際融合領域の研究推進と人材育成に関する議論を行う。 <p>(ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナノサイエンス・ナノテクノロジーは、物理、化学、材料科学、生命科学、情報科学などの広い学問領域にわたる基幹科学技術として、学際融合領域の推進が重要であることから、理学、医学系、歯学、薬学、工学、基礎工学、生命機能の各研究所、産業科学研究所、接合科学研究所、超高压電子顕微鏡センター、極限量子科学研究センター、太陽エネルギー化学研究センターの各センターなどが連携参加し、長期にわたるこの分野の教育研究の推進に戦略的に取り組む。なお、ナノサイエンス・ナノテクノロジー企画推進室会議の下で以下の活動を行う。 ・研究プロジェクトを中心に、全学的な観点から議論を行い、部局横断型大型研究組織や公募プロジェクトへの参加を支援する。 ・国際連携・広報活動として国際シンポジウムを企画実施する。 ・ナノサイエンスデザイン教育研究センターに移行した大学院生、社会人を対象とする部局横断型人材育成活動「ナノ高度学際教育研究訓練プログラム」の継続発展を支援する。
<p>⑧学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項</p>
<p>112) 行動経済学に関する研究体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理論、実証、政策の3部門と行動経済学研究センターという研究実施体制を継続し、さらなる研究の活性化を図る。 ・社会経済研究所・経済学研究科が中心になったグローバルCOEプログラム「人間行動と社会経済のダイナミクス」及び社会経済研究所附属行動経済学研究センターにおいて、大規模アンケート及び経済実験に基づいた行動経済学研究を進める。
<p>113) 感染症・免疫学融合型の拠点形成</p> <p>・平成19年度に設置された世界トップレベル研究拠点「免疫学フロンティア研究センター」は感染症・免疫学融合型の卓越した教育・研究拠点の発展を推進する。同センターには、21世紀COEプログラム「感染症学・免疫学融合プログラム」（平成19年度末に終了済み）に参加していた感染免疫学研究者が殆ど加わっていることから、微生物病研究所、医学系研究科予防環境医学専攻は、これまでの活動を継続するとともに、若手研究者、院生のための研究発表、討論のトレーニングを行い、センターに新たに加わる外国人研究者を含めてその発展に寄与する。</p>
<p>114) レーザーエネルギー学に関する研究体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国共同利用施設として、共同利用者と連携を深め、レーザー核融合と高エネルギー密度科学の進展を図る。

- ・レーザー核融合研究における高速点火実証実験（FIREX 第 I 期）を核融合科学研究所の双方向型共同研究等を通して進める。
- ・日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、国立天文台、愛媛大学等と連携し特別教育研究経費によるプロジェクト「ペタワットレーザー駆動単色量子ビームの科学」及び「レーザー宇宙物理」に関する共同研究を継続実施する。
- ・先端研究施設共用促進事業（旧称：先端研究施設共用イノベーション創出事業）を引き続き推進し、産業連携推進室の活動を継続する。
- ・レーザーエネルギー学を一層発展させるため、全国共同利用施設としての体制を整備する。

115) 産学官共同研究の拠点形成

- ・産学連携推進本部が中心となり、産学共同研究の拠点形成を図る。
- ・産学連携推進本部を中心に、基礎工学研究科、先端科学イノベーションセンターが連携して産学官連携研究、起業化を志向した研究を推進する。

116) 言語文化に関する研究体制の整備

- ・大阪外国語大学との統合により 2 専攻となった言語文化研究科は、その教育・研究体制を活かして、留学生センター、日本語日本文化教育センターとの連携を図りつつ、言語文化研究及び地域研究の高度化を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る目標を達成するための具体的方策

117) 社会・産学官連携組織の整備

- ・関連部局に設置された産学官連携のコア組織を、公開講座などの様々な形態での研究成果の社会還元及び産学官連携事業推進の中核として機能させる。また、「共同研究講座制度」を積極的に活用し、民間企業（出資機関）から研究者及び研究経費などをさらに受け入れて、大阪大学の教員と出資機関からの研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより優れた研究成果の創出の促進を図る。さらに、大阪大学 2 1 世紀懐徳堂を中心として広く社会連携を推進する。

118) 小中高生への大学紹介

- ・小中高生の学習意欲の向上や進路決定に役立つように、大阪大学の歴史や過去の研究成果を総合学術博物館で展示紹介するとともに、大阪大学の先端の研究及び教育内容について紹介し、また研究室を開放するなどの機会を数多く提供する。
- ・夏期に開催する高校生対象の大学説明会を活用し、各部局で見学会や模擬授業参加などを通じて大学のアクティビティをアピールする。
- ・いちょう祭、大学祭において学内の諸施設を開放するとともに、見学会、体験入学、模擬授業等を実施し、小中高生が大学教育に触れる機会を提供する。
- ・高大連携をさらに活性化し、全学共通教育科目の基礎セミナー等に意欲のある高校生の参加を受け入れる。

119) 一般市民への学習機会の提供

- ・各部局が主体となって一般市民や関係者を対象とした講演会・展示会・講習会・講座などを活発にかつ多様な形態で開催し、さらに大阪大学 21 世紀懐徳堂がこれらの情報を集約し利用しやすくするとともに、自ら学外組織と連携して市民向け講座を開催する。

120) 貴重資料の収集展示による教育研究上の啓発活動の推進

- ・教育研究上の啓発活動を推進するために、総合学術博物館を中心に関係部局が協力して、待兼山修学館などにおいて貴重資料の収集展示とそれを通じた研究成果の社会的還元に取り組む。

121) 相談機能を通じた社会サービスの向上

- ・ホームページの機能の充実など、インターネットを積極的に活用しつつ、技術・法律・政策・臨床心理・医療など幅広い分野の様々な質問・相談及び情報提供依頼に適切に対応する体制を強化・構築し、大学による社会サービスの向上を図る。

122) 教育研究活動の市民社会への還元

- ・国の各省庁、地方自治体、(独)国際協力機構等政府関係機関、民間非営利団体などが行う調査研究や事業企画に対して、個々の教員レベルから部局レベルにいたるまで、委員・講師派遣やコンサルティングなどの形で積極的な協力体制の下で、教育研究活動の市民社会への還元を促進する。

123) 医療関係者への情報提供

- ・関係部局のホームページのさらなる充実を図り、生命科学図書館の利用を容易にし、かつできる限り医療関係者に開放するとともに、医学生物系外国雑誌センター館機能を充実させ、開業医・病院などを含めた医療関係者に情報を提供する体制を強化する。

124) 小中高や地域社会における教育活動への支援の推進

- ・外国人研究者及び留学生並びにそれらの家族をリソースとした初等・中等教育における国際理解教育については、近隣の市町の教育委員会と組織している「大阪大学・地域『国際理解教育』推進連絡協議会」での緊密な連携の上に、大学として積極的に参加・支援する。また、小中学校や生涯学習の団体見学会を総合学術博物館で受け入れるほか、地域の中学校で実施する職業体験行事に協力して生徒を受け入れるなど、地域及びそこでの学校教育並びに生涯学習の支援を引き続き推進する。

②産学官連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策

125) 産学官連携の組織整備と推進

・研究・産学連携室は産学官連携活動を基礎に、先端科学イノベーションセンター、産学連携推進本部、ナノサイエンス・ナノテクノロジー研究推進機構、生命科学・生命工学研究推進機構、各研究企画ワーキンググループを中軸に、基礎・応用研究を推進する。さらに、企業等との組織的な連携推進に関する協定に基づく産学交流を積極的に展開する。具体的には、学内外を拠点とする地域連携プロジェクト、共同研究、産学連携教育、社会人再教育などに積極的に取り組むとともに、産学官連携講座などにより、産業界、諸官庁などからの招へい教員・客員教員等を引き続き受け入れ、産学官の人的交流をさらに促進する。

・先端科学イノベーションセンター、産学連携推進本部では、関連部局と協調し産学官の連携活動を推進する。また、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー部門の活動を通じて、シーズ創生、技術移転、人材育成、事業化を貫く産学官連携活動の質的強化を図る。工学研究科・基礎工学研究科においても、産学連携推進教員・産学連携室員の主導の下、大学シーズ・企業ニーズのマッチングの機会を設ける等、積極的な産学連携を推進する。

126) 産学連携ネットワークの構築

・本学における教育・研究活動のネットワークについては、産学連携推進本部及び先端科学イノベーションセンターが中核となり、各部局の産学連携室や社会連携推進室との連携を深めるとともに、全学的な産学官連携ネットワークを構築し、個別の共同研究・受託研究だけでなく、大学と産業界との多角的連携契約や、大型共同研究プロジェクトの企画・実施を推進する。これらの活動成果を、研究成果の特許化や、教員の研究成果・知識・高度技術等のシーズ発信を通じて、社会の要請に応じた産学連携を引き続き推進する。

127) 知的財産権の戦略的獲得と効率的運用

・企業等との組織的な連携推進に関する協定に基づく共同研究や各部局の優れた研究成果を、産学連携推進本部を通じて迅速な特許取得を引き続き推進する。関連TLOなどとも協力し、社会が真に求める特許を選んで申請する。また、インキュベーション施設の研究スペースを貸与するなどにより研究成果活用のためのベンチャー企業の立ち上げを支援するとともに、阪大イノベーションファンド等と協力してベンチャービジネスの活性化を支援する。

③地域の他大学等との連携・支援に関する目標を達成するための具体的方策

128) 地域の他大学等との連携の促進

・大学コンソーシアム大阪など大学間連携の各種コンソーシアムや協議会、国内外の産官及びNPOとの連携組織などにおいて中核的役割を果たしつつ地域の他大学との個別の連携・協働を進める。

④留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する目標を達成するための具体的方策

129) 教育研究拠点としての役割の遂行

・本学のモットー「地域に生き世界に伸びる」をもとに教育・情報室、研究・産学連携室及び国際交流室で具体的に提示される教育研究方針に基づき、留学生交流の活性化、国際共同研究及び国際シンポジウムの積極的開催を通じて、教育研究の国際化を積極的に推進する。国際企画推進本部は国際交流に係る調査を積極的に行い大学の方針策定の基礎資料を提供する。

・留学生の受入れに関しては、国際的に評価の高い研究実績を背景に、より優秀な留学生の受入れを推進する。本学の学生の海外留学派遣についても独自の奨学金制度の導入などを行い推進する。留学生センターは各部局の留学交流相談関係者とよく連携し、留学生交流（受入れと派遣）推進の拠点として機能する。さらに、海外学術交流提携大学との共同研究をはじめとして、研究者の海外への派遣あるいは海外からの招聘などによる研究交流をさまざまな資金に基づいて積極的に推進する。

・理工系複数部局横断型の短期留学受入れのためのプログラム（FrontierLab@Osaka）を活用し、留学生の受入れを促進する。

130) 海外の大学・研究機関との連携・交流体制の推進

・学術交流協定及び学生交流協定校を中心に、各協定を精査しつつ、国際企画推進本部の調査結果をもとに優先すべき交流等には引き続き支援を行いながら、それらの大学、研究機関との学術交流を継続して積極的に行う。また、海外教育研究センターを通じて、研究教育に関する現地活動をさらに継続・拡充する。協定を締結している諸外国の大学を中心に、留学生・研究者の交換など研究教育の交流と協力体制を引き続き拡充整備し、これを推進する。

131) 双方向の留学支援の推進

・留学生交流が、受入れ・派遣の両面で活性化するよう、特に学生の海外派遣の促進を図る。国際交流室及び留学生センターを中心に、留学促進のための啓発企画・情報提供を行うとともに、海外教育研究センターを活用して、部局と連携しつつ推進する。

・海外留学に係るオリエンテーションなどを通じて詳細で正確な情報を提供し、単位互換制度の活用・促進及び前年度までに整備した本学独自の国際学生交流推進事業などによる経済的支援を積極的に推し進める。さらに、短期語学研修を含めた学生の英語力強化のためのプログラムを整備する。また留学生の多様な受入れが可能となるよう、短期留学プログラムや留学生主対象の学位取得プログラムを整備する。

132) 海外拠点の設置、海外研究組織との交流の推進

・海外において教育研究活動の推進及びその支援を行うため、本学の教育研究組織の一つとして「海外拠点本部」の下に設置した海外教育研究センターを、本学のリエゾンオフィスとしての機能を持った戦略的中継基地（ハブ）として機能するように充実させ、国際共同研究や海外企業との産学連携の促進に努める。

133-1) 留学生受入れの促進のための支援体制の整備・充実

・外国人留学生及び外国人研究者の受入れ体制充実のために、渡日前から渡日直後までを対象としたサービスの一元化を図り、大学での生活を円滑に進められるよう、各部局と留学生センターが連携した支援体制を整備、維持する。

・本学独自の奨学金制度を積極的に活用し、短期留学受入れを促進するとともに、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」を積極的に展開する。

・海外向けの本学ホームページを充実させるとともに、海外教育研究センターと協力して留学情報の広報に努める。

133-2) 日本語・日本文化を学ぶ留学生に対する教育の充実

・日本語・日本文化を学ぶ留学生に対する教育を充実するため、日本語日本文化教育センターを中心として、日本語・日本文化研修プログラムの改善、研修プログラム修了生との連絡網の拡充、全国規模の教育セミナー並びに国際シンポジウムの実施、日本語・日本文化教育に関する海外調査等を行う。

133-3) 文部科学省の留学生受け入れ施策に基づく委嘱教育事業の遂行

・日本語日本文化教育センターを中心に、留学生が大学において必要とされる日本語能力及び基礎学力を効果的に修得できるよう国費学部留学生予備教育プログラムを引き続き実施する。学部留学生の進学配置先大学を対象とした教育項目調査、並びに実地研修・実験実習を取り入れたカリキュラムの試行などにより、学部留学生予備教育の妥当性の検証とさらなる改善を行うとともに、学部留学生に進学情報を提供するために大学進学説明会を引き続き実施する。

⑤教育研究活動に関連した国際貢献に関する目標を達成するための具体的方策

134) 研究者国際交流の推進

・研究者交流を一層活性化するため、本学が世界各地で開催している「大阪大学フォーラム」を継続して実施する。また、「上海交通大学との学術交流セミナー」などの交流推進のための交流セミナーを開催する。
・「グローバルCOEプログラム」、「大学院教育改革支援プログラム」、その他（独）日本学術振興会の諸事業等を通じて、研究者や学生の海外からの招聘、また海外への派遣を推進する。

135) 国際交流事業への積極的参加

・（社）日本ユネスコ協会連盟の人材養成ネットワーク構築、国際原子力機関における国際研究網構築、（独）国際協力機構及び（財）国際医療技術交流財団の支援事業、（独）日本学術振興会による研究交流事業など、国際機関や学術支援機関等による国際交流事業に対し、各部局が引き続き積極的に対応する。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

①診療活動の活性化及び医療の質の向上に関する目標を達成するための具体的方策

【医学部附属病院】

136) 先進医療の開発・導入

1. 移植医療における更なる業務・運営の効率化と患者家族支援を推進する。
2. 未来医療センターにおいて、学内外の他分野との連携を更に強化し、文部科学省の橋渡し研究を推進する。

137) EBMの推進

1. 臨床試験部において、治験及び自主研究の実績と人材育成を強化する。
2. 臨床研究の科学性と倫理性の向上を図る。

138) 特定機能病院としての役割の充実

1. 中央診療部門の各部門において、以下の項目について更に推進する。

- ・看護体制の整備
- ・中央診療施設の充実
- ・放射線治療システムの整備
- ・感染制御部・臨床検査部における感染対策等の推進
- ・手術部の機能強化
- ・栄養代謝に関する医療の集約化
- ・周産期医療教育を通じた地域貢献
- ・急性期診療の拡充
- ・がん診療機能の充実
- ・設備の計画的更新のためのマスタープランの作成
- ・医療技術部職員の資質の向上
- ・患者相談室の充実
- ・小児の急性期治療、外科治療の充実
- ・ME サービス部運営・体制の見直し
- ・患者及び職員の医療安全、安全衛生向上対策の促進

139) 地域中核病院としての役割の充実

1. 診療情報管理の高度化のため、以下について更に推進する。
 - ・インフォームドコンセントガイドラインの見直し
 - ・電子化パス、電子化記録の適用範囲の拡大
 - ・クリニカル・インディケータの見直し
 - ・病院情報システムの活用の検討
 - ・システム更新によるペーパーレス・フィルムレス運用の推進
2. 地域社会との連携・支援を推進するため、次のことを実施する。
 - ・社会と連携した脳卒中啓発活動の推進
 - ・電子紹介状システムの活用促進
 - ・麻酔科医師応援体制の整備
 - ・患者のサポート体制・実績の向上
 - ・医療、健康情報の積極的な情報発信
 - ・ドクターヘリによる救命救急医療の支援の推進

<p>140) クオリティマネジメントの充実</p> <p>1. 医療の質の向上のため、次のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリニカル・インディケータの見直し ・院内の安全点検、スタッフ・職員に対する安全教育の推進 ・外部評価結果への対応の継続 ・医薬品安全管理委員会及び医療機器安全管理委員会の設置による安全管理体制の整備
<p>【歯学部附属病院】</p>
<p>141) 高度先進医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して、先進医療の企画と申請に取り組む。 ・歯・顎・顔面領域疾患に対する新規診断法・治療法の開発に取り組む。 ・臨床研究活性化委員会において研究成果を評価し、成果の上がっているテーマについては臨床へのフィードバックを進める。
<p>142) 臨床研究プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼・嚥下・発音に関する機能診断法並びに機能回復支援システムの開発と臨床応用を推進する。 ・臨床研究活性化委員会において研究成果を評価するとともに、臨床へのフィードバックを支援する。
<p>143) 地域中核病院としての役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民を対象とした開放講座等を開催し、歯科保健の啓発活動に努めるとともに、中之島センターにおける歯科医療相談を担当する。また、地方公共団体への委員派遣や時間外救急体制の充実、さらには地域の歯科医療従事者への指導を通じて、地域医療の充実に貢献する。
<p>144) 安全管理への意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院長を中心として定期的に教職員が院内を巡視し、施設、設備と組織及び医療サービスについて点検・指導する。 ・医療安全管理委員会が講習会を開催するとともに、実地研修及び実習を実施する。 ・院内 ACLS・BLS 講習を充実させる。
<p>145) 外部評価結果の検証と反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者並びに有権者からなるアドバイザリーボードを年1回開催し、外部評価から得た項目を基に医療の質とサービスの向上を図る。
<p>146) 医学部附属病院との診療協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯学部附属病院の外来患者及び入院患者に対する医学部附属病院からの診療協力を推進する。 ・医学部附属病院入院患者に対する口腔疾患の診療協力を推進する。 ・医学部附属病院内歯科診療室へ歯科医師を派遣する。 ・口腔内科及び口腔小児科において、引き続き入院患者の全身管理体制を強化し、歯科医療の質と安全性の向上を図る。 ・感染制御室の活動を活発化し、院内感染防止対策の充実を図る。
<p>②病院経営の効率化に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>147) 運営体制の構築</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療技術部機能の整備充実を図る。 ・病院長補佐体制の強化と意思決定の迅速化を推進する。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員からの提案を病院運営委員会で審議し、議決事項を各科・部及び部局内委員会を通じて徹底し、効率的・機能的な病院業務の運用を図る。
<p>148) 病院経営適正化の推進</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院経営の適正化を図るため、附属病院連携機構会議や病院将来構想 WG と並行して、病院アドバイザリー委員会などの外部委員等との意見交換会を定期的に開催する。 ・診療活動の評価においては大学病院としての社会的責務を十分考慮し、患者数や収益性だけでなく、学生・研修医の教育、高度先進医療の開発・研究や地域における中核病院としての責務をふまえた評価を行うべく検討する。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院運営委員会及び科長懇談会を毎月1回、さらに病院経営改善推進委員会並びに外部評価を年1回開催し、病院経営の適正化を図る。 ・医学部附属病院と共に附属病院経営戦略専門委員会を構成し、経営分析を行って経営改善を図る。
<p>③良質な医療人養成に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>149) 卒後臨床研修</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修医指導者のための臨床研修指導医養成講習会を企画立案し実施する。協力病院等を含めた指導医責任体制を明確にし、プログラム責任者—研修指導責任者—指導医—研修医の体制を確立する。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合歯科治療方式による総合臨床研修に合わせて、高度医療の基礎となる専門外来研修を実施する。 ・総合歯科治療方式による臨床研修の一層の習熟を図り、専門医養成の準備期間を念頭においた後期研修制度を実施する。
<p>150) 研修医支援</p>

<p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修医の健康管理のための体制、設備の充実を図る。 ・女性医師のサポート体制、設備の充実を図る。 ・専門医プログラムを公募する。 ・メンター制度の導入を検討する。 ・卒前・卒後一貫教育を実施する。 ・卒後臨床研修の充実を図る。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の専門資格の取得を奨励する。 ・一般歯科総合診療センターの整備・充実を継続し、スキルアップラボラトリーでの環境整備に務める。 ・担任指導医による研修歯科医の生活、進路に関する支援体制を充実する。 ・バーチャルリアリティ触力覚デバイスを応用した歯科ハンドスキル・シミュレーショントレーニングを実施し、研修歯科医の自習環境の充実を図る。
<p>【医学部附属病院】</p> <p>151) 指導医責任体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連病院指導者を含めた、本学主催の臨床研修指導医養成講習会を開催し、プログラム責任者―研修指導責任者―指導医―研修医の体制を確立する。
<p>152) 医療人教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修医、指導医を対象とするリスクマネジメント（危機管理）講習会を開催する。また、研修医、指導医のメンタルヘルスについてのレクチャーを開催する。
<p>153) 救命救急処理技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度も引き続き学習プログラムや技能訓練を充実させ、救命救急処置技術を普及させる。
<p>【歯学部附属病院】</p> <p>154) 卒前臨床教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・POS（問題解決型及び患者中心型医療）方式による実習を実施する。 ・症例についての討論・プレゼンテーションを臨床研修・臨床実習セミナー室、チュートリアル室等にて実施する。 ・模擬患者による医療面接の他、診療計画書や症例ケースカード等を活用して、課題探求型討論や患者中心の医療を実践させる。
<p>155) 口腔医療従事者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒前臨床教育にBLS、臨床研修でBLSとACLSの一部、職員向けにACLSの講習をそれぞれ定期的実施する。 ・年2回実施する感染予防に関する講習会への出席を必須とする。
<p>156) 研修医教育、生涯学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修・臨床実習セミナー室等にて、臨床研修の導入となる研修前基礎セミナーを実施する。 ・研修歯科医及び教職員等を対象に著名講師を招いたセミナーを定期的に開催する。 ・生涯学習の充実を図るために、バーチャルリアリティ触力覚デバイスを応用した歯科ハンドスキル・シミュレーショントレーニングシステムを整備し、生涯学習向けのトレーニングソフトを開発する。
<p>④適切な医療従事者等の配置に関する目標を達成するための具体的方策</p>
<p>157) 中央診療機能の充実</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療機能の向上を図るため診療機能のセンター化を推進する。 ・保健医療福祉ネットワーク部に設置された心のケアチームの機能充実を図る。 ・セカンドオピニオン外来、漢方外来の機能を充実させる。 ・診療機能を強化するための人員（コメディカルスタッフ）の増強を図る。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院長のリーダーシップの下、歯科医療の質の向上と医療安全、患者サービス並びに経営改善の面から、病院将来計画委員会で診療施設、設備と組織を点検・整備する。
<p>158) 医療従事者の配置</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院長のヒアリングや事務調査に基づき医療従事者等の診療組織への効率的配置を推進する。 ・医療技術部において、コメディカルスタッフの効率的配置を促進する。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院長のヒアリングとアドバイザーボードからの提言をもとに、医療従事者等の診療組織への効率的配置を行う。
<p>159) 診療組織のボーダレス化</p> <p>【医学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療の円滑化及び診療組織のボーダレス化により、がん、循環器疾患、生活習慣病、移植・再生医療などを活性化させる。 <p>【歯学部附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療の円滑化と他機関との連携とにより、患者様を中心とするボーダレス診療の推進を図る。
<p>⑤目指すべき研究の方向性・病院として重点的に取り組む領域</p>

【医学部附属病院】
160) 先進医療の開発 ・平成19年度の研究推進支援プログラムに採択された未来医療センターにおいてトランスレーショナルリサーチのプロジェクトの推進を強化する。 ・先端医療症例数及び細胞調整施設（CPC）使用症例数の一層の増加を目指す。
161) 治験、臨床試験体制の整備・推進 ・137)に記載の計画内容と同じ。
162) 必要なシステムの構築 ・未来医療センター内の産学連携室の効率的運用、産学連携による手術室のIT化推進、未来医療交流会の機能的運用を図る。また、産学連携推進本部との連携を継続し、より一層の推進を図る。
【歯学部附属病院】
163) 口腔保健の維持・管理 ・141)に記載の計画内容と同じ。
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
164) 全学的経営方針の確立 ・経営協議会等における外部委員の意見、提案を取り入れつつ、また平成20年度に策定した「大阪大学活動方針」などを参考に次期中期目標・中期計画を視野に入れて大学運営を行う。
165) 円滑な大学運営のための体制 ・部局長会議、学術研究機構会議、附属病院連携機構会議において各部局間の意見集約と調整を行う。
166) 総長補佐体制 ・総長の特命事項に機動的に対処するとともに、重点的な問題への取り組みと諸課題の改善促進を図るため、推進本部、整備本部を有効に機能させる。
167) 大学運営の透明性の確保 ・平成19年度までに達成済み。継続してホームページ、広報誌において公表する。
(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
168) 効果的・戦略的な組織運営 ・8室体制を維持し、効果的、戦略的な組織運営を行うため各室が企画立案を行う。
169) 学内委員会の設置 ・中期計画達成済み（平成16～平成20年度）
(3) 全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策
170) 予算配分の基本方針 ・予算配分の基本方針を定め、基礎的経費の配分と併せて全学的な視点からの重点的な経費配分を行う。 ・予算配分の総長裁量枠を引き続き確保し、総長の指導性の強化を維持する。
171) 組織評価に基づいた人員・予算配分 ・平成20年度に実施した組織評価の結果やその後の取り組み状況を踏まえ、概算要求事項の選定と人員・予算配分の算定に反映させる。
(4) 学外の有識者・専門家の活用に関する具体的方策
172) 学外有識者・専門家の活用 ・継続して学外有識者・専門家の意見・提言・助言を大学運営に活用する。
(5) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策
173) 内部監査体制の確立 ・事業年度毎に定めた監査計画に基づき、監事と監査室が連携して監査を実施する。
(6) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
174) 相互協力体制 ・国立大学間の各種協議会等を活用して情報交換を行い、相互協力体制を維持する。
175) 事務情報化の連携 ・国立大学法人等情報化推進協議会及び電子事務局研究発表会と連携し、国立大学事務情報化に関する情報収集を行う。
(7) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策
176) 部局長補佐体制 ・部局長の補佐体制を維持し、戦略的な意思決定を行う。
177) 機動的な部局運営 ・整備した意思決定システムを活用し、迅速に部局の意思決定を行う。
178) 部局運営の透明性の確保 ・教授会、運営委員会等における議事要旨を公表する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
179) 教育研究組織編成の見直し

<ul style="list-style-type: none"> ・関係する室が部局の提案を踏まえ、必要に応じて教育研究組織の編成見直しを行う。
(2) 教育研究組織の見直しの方向性
180) 学部組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・学部組織、定員の点検・見直しを行う。
181) 研究科組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・研究科組織、定員の点検・見直しを行う。
182) 附置研究所等組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用・共同研究拠点の設置を目指した附置研究所、全国共同利用施設の組織の見直しを進める。
183) 法曹の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成を目的とする専門職大学院（法科大学院）である高等司法研究科においては、高度の法的知識、幅広い教養、豊かな人間性及び深い職業倫理を持つ法曹を養成するため、平成21年度においては、特に未修者教育を強化する。
184) 大阪外国語大学との統合推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画達成済み
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
(1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
185) 個人評価に基づくインセンティブの付与 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の業績等の評価に基づき業績手当へ反映させる制度を継続して実施する。 ・個人の業績等の評価に基づく新昇給制度（従来の昇給と特別の場合の昇給を一本化し、評価に応じて昇給の号俸数のランクを決定する）へ反映させるシステムを継続して実施する。 ・年俸制の教員等の各基本年俸額を評価結果に基づき調整が可能となる制度を継続して実施する。 ・教育研究上の功績が特に顕著である教員を顕彰するための教育・研究功績賞制度を継続して実施する。
186) 教員評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ・部局において策定した、分野特性に応じた教員の業績評価基準に基づき、教員の個人評価を実施する。
187) 教員以外の職員評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ・事務系職員の新勤務評価制度に基づく個人評価を継続して実施する。 ・評価基準の職員への公表や苦情処理の対応を継続して行うなど、新勤務評価制度の公平性及び納得性の向上を図る。また、管理者等への研修を継続して実施する。
(2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
188) 柔軟な教員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・本部で留保した人件費を財源とし、教員ポストの重点配分を継続して実施する。 ・教員が所属する部局とは異なる部局において教育研究等に主として従事することができる学内派遣制度に基づき、柔軟な教員配置を継続して実施する。 ・教職員の国際機関等への派遣制度を継続する。
189) 卓越した研究者に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の事情に応じて、卓越した研究を行っている研究者に対し教育や管理運営上の負担を軽減させる措置を行う。
190) 自己研鑽の機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・研究休職の制度及び裁量労働制を継続して実施する。 ・各部局の事情に応じて、可能なところからサバティカル制度を導入する。 ・自己研鑽のための海外研修制度等を継続して実施する。
(3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
191) 任期制の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・任期制を採用している部局は、テニユア・トラック制度の試行に関する指針をも踏まえ、可能な限り任期制を継続して実施する。 ・外部資金で雇用する教員は、可能な限り任期制を継続して実施する。
192) 再雇用制度等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の再雇用制度等の導入に向け継続して検討する。
193) 選考基準の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、公募制度をより促進するものとし、公募要領と選考基準について公表に努める。
194) 公募制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公募制の充実を図るよう、各部局等に要請するとともに、Webなどを用いた公募手法を活用する。
195) 他大学・他機関経験者への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の公募にあたっては、他大学・他研究機関等の教職員等の応募の機会を増やすため、Webなどを用いた公募手法を引き続き活用する。
(4) 外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策
196) 外国人・女性等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・吹田地区に設置した学内保育施設を活用し、継続して就労環境を整える。 ・女性研究者のキャリア形成支援のために、大学院修了者や学部卒業生・在学生を支援研究者等として雇用・配置し、支援する制度を継続して実施する。 ・ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、女性教職員のキャンパス内での妊婦健診体制を実施する。 ・障害者の雇用をより一層促進するための措置を講ずる。

<ul style="list-style-type: none"> ・女性等を含む教職員の健全な労働環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント等防止のための研修会を継続して実施する。
<p>(5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <p>①事務職員等の採用に関する計画</p>
<p>197) 採用の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上の専門能力が要求される職種についての選考採用方法を継続して実施する。 ・民間企業等の人材活用のための新たな在籍出向制度を継続して実施する。
<p>198) 採用試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各大学が共同で実施する職員統一採用試験を継続して実施するとともに、同試験合格者に対する大学独自の第二次試験（面接試験等）を課すことを継続して実施する。 ・非常勤職員等（事務系）を対象とした常勤職員への採用試験を継続して実施する。
<p>②各業務に関する専門的な研修の実施に関する計画</p>
<p>199) 事務職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員の専門性向上のための階層別研修（初任者、主任、係長）、実務研修（会計事務、パソコン、事務情報化、人事事務）、専門研修（外国語、職員教養（放送大学授業科目））、大学独自の海外語学研修を実施する。 ・職員の資質向上を図るため本学が開講する授業科目の受講による研修制度を実施する。
<p>200) 技術職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学研修として、教室系技術職員を対象とした技術職員研修、看護職員を対象とした階層別研修を継続して実施する。 ・学外技術研修事業（国内、海外研修に派遣）や部局独自の教室系技術職員研修やコメディカル職員を対象とした研修を実施する。
<p>③他大学等との人事交流、合同研修会等の実施に関する計画</p>
<p>201) 人事交流方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事交流を実施している各機関の人事担当者との今後の人事交流について継続して協議するとともに、人事交流制度を策定する。
<p>202) 共同研修計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地区の国立大学法人等で共通した研修を、引き続き共同で実施する。
<p>(6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p>
<p>203-1) 総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づき、本年度までに概ね4%の人件費の削減を行う。
<p>203-2) 組織評価結果等による重点配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・171)に記載の計画内容と同じ。
<p>204) 年俸制導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入した年俸制を継続して実施し、引き続き今後のあり方について検討する。 ・新たに創設した特任研究員（常勤）にも年俸制を適用させる。
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務処理の簡素化及び迅速化の具体的方策</p>
<p>205) 情報共有化、情報処理能力向上策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化とセキュリティの確保を推進するために、情報機器・ソフトウェアの更新を進める。 ・職員の情報処理能力の向上を図るため、情報研修を継続して実施する。
<p>206) 事務手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を促進するための業務改善提案制度を継続させ、事務処理業務の簡素化及び業務量の縮減に資する業務改善策を実施する。 ・業務改善提案制度の公募及び表彰の在り方については、実施状況等を勘案したうえで、必要に応じて見直しを行う。
<p>(2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p>
<p>207) 事務組織見直し方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の標準化・集約化及びIT化による業務改善の具体策を策定するため設置した事務改革策定WGにおいて、本部事務と部局事務の役割を明確にし、共通化できる業務は標準化したうえで集約化する具体案を策定するとともに、必要に応じて部局業務に配慮した人員配置を行う。
<p>208) 柔軟な事務処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局におけるグループ制の試行の検証結果を参考にしながら、適切な事務処理体制について検討する。
<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p>
<p>209) アウトソーシングの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・206)の業務の事務手続・処理ルールの簡素化及び207)の業務の標準化・集約化及びIT化の検討の中で、アウトソーシングを行うことが適切であると判断したものについては積極的に実施する。
<p>210) 学外専門家の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、専門家の活用を継続するとともに、そのさらなる効果的な活用に向けた取組みを促進する。
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p>
<p>211) 外部資金に関する公募情報等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府機関のホームページ等で各種研究助成金等の公募情報を入手し、研究・産学連携室を中心に各部局との連携の下に、

<p>情報をホームページや電子メール配信により構成員に知らせ、応募を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種競争的資金の説明会等を実施し、応募を奨励する。 ・特任教授などの公募情報担当教職員と連携して情報収集力を強化する。
<p>212) 外部資金獲得のための支援体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・産学連携室を中心に、各種外部資金に対する申請に対してヒアリングの実施や、申請書類作成についてのアドバイスを行い、申請内容やプレゼンテーションのグレードアップを図る。 ・研究・産学連携室の下に組織されたワーキンググループにより、大阪大学独自の部局横断型プロジェクトの計画、申請などの支援を行う。 ・産学連携推進本部が中心となり、技術移転、「共同研究講座制度」の活用など、イノベーション創出に向けた産業界との連携の充実を図る。 ・特任教員、産学官連携コーディネータを活用し、産業界との連携企画を推進する。 ・産学官連携・知的財産業務に従事する教職員を対象とした講習会の開催等により、専門知識を有する教職員を育成し、外部資金獲得のための支援能力を高める。
<p>213) 大型外部資金獲得者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型外部資金獲得者に対して、バイオ関連多目的研究施設など、全学的な施設による研究スペースを確保するとともに、部局にもオープンラボ、レンタルラボなどの設置を依頼し、研究スペースとして提供する体制を強化する。
<p>214) 研究資金申請の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・産学連携室から、競争的研究資金獲得状況、科研費申請状況を公開して各部局への応募を促し、研究資金に対する申請件数の拡大を図る。 ・研究・産学連携室の下に組織されたワーキンググループにより、大阪大学独自の部局横断型プロジェクトの企画、立案などを行い、競争的資金の獲得を支援する。 ・産学官連携コーディネータや特任教員などを活用して、競争的資金の申請を推進する。
<p>215) 学外機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府をはじめとする地方公共団体、商工会議所、医薬基盤研究所、理化学研究所、関西光科学研究所などの組織、及び同窓会等部局関連外部組織との連携を深め、外部資金の獲得に努める。 ・大阪府をはじめとする公共団体、NPO法人、財団法人、民間研究所などとの連携を深め、連携活動を展開するとともに外部資金の獲得に努める。 ・同窓会との連携を深め、募金活動等により奨学金制度や教育基金への活用を促進する。
<p>(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p>
<p>216) 学生納付金による安定的な収入確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学説明会、オープンキャンパス、Webなどを利用して大学のPRに努め、受験生を確保する。 ・未収納の授業料については、指導教員等との連携を強化し、未収金の回収に努める。 ・各学部等のクラス担任、指導教員、修学相談担当者などと連携し、積極的に学生相談を行い、休学、退学、授業料未納などによる除籍の減少に努める。
<p>217) 病院運営の効率化等による診療収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療収入の増収・安定化を図るため、現状の分析・評価に基づき、診療体制の見直しも含め、現有資源の有効活用を図り、病院運営の効率化・強化を進める。 ・患者サービスの向上に努め、引き続き診療収入の安定化を図る。
<p>218) 特許の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の活用を重視し、譲渡・実施許諾収入、マテリアルの移転収入の確保を図る。 ・イノベーション創出に向け、研究成果が産業界で利用されるシーズとなるような育成の仕組みを検討する。 ・企業等との共同研究の活性化を図るため、産学官連携推進活動経費を有効活用し、企業とのマッチング機会の設定などを行う。
<p>219) 講習会等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料の公開講座として、学内の技能・知識を提供する「大阪大学中之島講座」、「Handai-Asahi 中之島塾」などを開催する。 ・有料の講習会、セミナーとして、社会人や企業技術者、医療関係者等を対象とした社会人教育講座、専門技術講座などを開催する。
<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 管理的経費等の抑制に関する具体的方策</p>
<p>220) 行政コストの低廉化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事務の合理化に努めることにより、人件費も含めた行政コストの低廉化を行う。
<p>221) 電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子刊行物の積極的な活用を推進する。 ・定期刊行物の精選、部数の見直しを実施する。 ・配布文書の電子化を推進する。
<p>222) 一括購入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通的物品の一括購入の範囲の拡大を検討する。 ・複写機契約における競争原理の導入と、契約内容の見直し及び複数年契約の実施により、経費の節減と事務の簡素化を図る。 ・資源の有効活用を目的とした廃品等の分別収集を推進する。
<p>223) 光熱費節減</p>

<p>・各種エネルギーの使用状況の分析結果を構成員に周知して理解と協力を求め、引き続き光熱費の積極的な節減に努める。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p>
<p>224) 戦略的な資産運用のための体制整備</p> <p>・「キャンパスマスタープラン」に基づいた整備を推進するとともに、「大阪大学における施設の有効活用に関する規程」に沿って、全学的視野に立った施設の有効活用・運用を行う。</p> <p>・「設備整備マスタープラン」に基づいた整備を推進するとともに、科学教育機器リノベーションセンターによる全学的視野に立った設備の有効活用・運用を行う。</p>
<p>225) 運用方針の検討</p> <p>・事業年度毎の資金運用計画を策定する。</p> <p>・効果的なプリメンテナンスの実施による維持管理コストの低減や各種データの収集・分析による省エネ対策を継続的に推進する。</p> <p>・「設備整備マスタープラン」に基づく整備を推進するとともに、リユース・共同利用の推進によりコスト低減を図る。</p>
<p>226) 安定的な運用管理</p> <p>・余裕資金を活用し、国債等による長期・短期運用の効果的な組み合わせによる安全確実な資金運用管理を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <p>①自己点検・評価の具体的実施体制の整備</p>
<p>227) 大学評価実施体制</p> <p>・中期計画達成済み（平成16～17年度）</p>
<p>228) 部局評価実施体制</p> <p>・中期計画達成済み（平成16～平成17年度）</p> <p>※部局内評価の実施については、中期計画229及び230を参照。</p>
<p>②自己点検・評価の具体的実施方策</p> <p>229) 基礎評価計画</p> <p>・国立大学法人評価委員会の年度評価で指摘された点について、進捗状況等を確認する。</p> <p>・（独）大学評価・学位授与機構の機関別認証評価を受審する。</p> <p>・機関別認証評価における自己点検・評価で教育における問題点を把握し、改善を図る。</p>
<p>230) 達成状況評価計画</p> <p>・平成20年度計画の進捗状況を自己点検・評価し、業務の実績に関する報告書を作成する。</p> <p>・平成20年度の「部局達成状況評価シート」を基に、部局に対する組織評価（達成状況評価）を実施する。</p>
<p>231) 報告書の作成、公表</p> <p>・中期計画達成済み（平成19年度）</p>
<p>232) 外部意見の聴取、反映</p> <p>・経営協議会、名誉教授会等における外部意見聴取の状況やその意見反映状況を確認する。</p>
<p>(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <p>233) 評価結果の検証と反映</p> <p>・部局に対する組織評価（達成状況評価）結果とともに、21年度上半期進捗状況を把握し、総長・理事による概算要求等ヒアリングの参考資料として活用する。</p>
<p>234) 評価結果による予算配分</p> <p>・171)に記載の計画内容と同じ。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画</p> <p>235) 情報の効率的収集と共有化</p> <p>・大阪大学基礎データ収集システムにおけるデータ更新率の向上、システムメンテナンスを継続して行う。</p>
<p>(2) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <p>236) 大学情報の公開の推進</p> <p>・ホームページを充実させ、教育・研究・社会貢献等の情報を積極的に発信する。</p> <p>・大学紹介冊子、広報誌等の内容を充実させ、引き続き広く社会に配布する。</p>
<p>237) 研究成果の公表</p> <p>・研究活動・研究成果等を広報誌等により、企業等を含め国内外機関に引き続き配布する。</p> <p>・マスコミを通じた研究情報発信や、マスコミとの定期的な懇談による大学諸活動の説明と意見交換を継続する。</p>
<p>238) ホームページの改善、充実</p> <p>・ホームページの管理を機動的、組織的な体制で遂行する。</p> <p>・ホームページの構成、掲載内容を改善、充実する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 施設マネジメントの執行体制を確立する上で必要となる具体的措置</p> <p>239) 施設マネジメント執行体制の整備</p>

<p>・総合計画室の下に設置された施設マネジメント委員会の下、引き続き全学的な視点に立った施設マネジメントを推進する。</p>
<p>240) 事務組織体制の整備</p> <p>・戦略的な施設整備方策の検討、施設等の点検・評価の推進、施設の維持管理の適切な実施、構内交通安全対策等課題を具体化していくためのよりよい体制の見直しを継続する。</p>
<p>241) 専門家の活用</p> <p>・キャンパスマネジメント等の専門家を活用し、キャンパスの整備を進めるとともに、参加型キャンパスマネジメントに有用な人材の育成のため、関連教育を実施する。</p>
<p>(2) 施設設備の整備・利用状況等を調査点検し有効活用を図る上で必要となる具体的措置</p>
<p>242) 効率的なスペースの運用</p> <p>・「大阪大学における施設の有効活用に関する規程」に基づき、全学施設の利用状況等の点検・調査を実施するなど、継続して効率的なスペース運用を行う。</p>
<p>243) スペースの共用と再配分</p> <p>・「大阪大学における施設の有効活用に関する規程」に基づき、新営整備、大型改修における一定規模の共用の教育研究スペース確保を継続して行い、有効活用に向けたスペースの再配分を行う。</p>
<p>244) スペースの有効活用</p> <p>・講義室、セミナー室など共通性の高いスペースの有効活用を継続して促進する。</p>
<p>245) 全学的なスペース利用の計画策定</p> <p>・全学的視点の下に策定した「大阪大学における施設の有効活用に関する規程」により確保した全学共用スペースについて、より効率的・効果的に運用を行う。</p>
<p>(3) 施設設備の機能保全・維持管理を実施する上で必要となる具体的措置</p>
<p>246) プリメンテナンスの実施</p> <p>・実施した施設パトロールの結果を踏まえ老朽及び劣化状況を検証し、改善を行うために、年次的な維持保全の計画を立てるとともに、維持管理マニュアルを活用し、プリメンテナンスを効果的に実施する。</p> <p>・メンテナンスに係る課題の抽出を行うとともに、維持保全マニュアルの活用によるプリメンテナンスの必要性についての啓発活動を引き続き行う。</p>
<p>247) 省エネルギー化</p> <p>・エネルギー管理における過去の実績データ及び省エネルギーの取組み実態を検証し、継続してエネルギー使用の効率化、合理化を行う。</p>
<p>(4) 教育研究等の質の向上に関する目標の達成に必要な施設設備の整備を図る上で必要となる具体的措置</p>
<p>248) 249) 教育研究環境の充実・改善のための施設整備</p> <p>・各部局からの狭隘解消、老朽化した施設の改修整備や、教育研究環境の充実・改善に必要な施設整備の要求について、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を踏まえ、総合的に評価を行い、施設整備費補助金、学内経費、又は新たな整備手法等により重点的・計画的に実施する。</p> <p>・産業科学研究所第1研究棟他施設再生整備3年次計画の3年次整備を行う。</p> <p>・(吹田)工学系講義棟及び(箕面)研究講義棟の改修を行う。</p> <p>・文法経本館の改修を行う。</p> <p>・学生会館の耐震改修を行う。</p> <p>・国際交流会館の改修を行う。</p> <p>・微生物病研究所本館の改修を行う。</p>
<p>250) 大型設備等の整備</p> <p>・「設備整備に関するマスタープラン」に基づく大型設備等の整備、有効利用、共同利用化を促進し、効率的配置を行う。</p>
<p>251) 学術情報基盤の整備</p> <p>・ODINS5期で整備した全学無線LANのアクセスポイントを含むODINS無線LANサービスを拡大し、安全・高信頼なマルチキャンパス間無線LAN環境を推進する。</p> <p>・附属図書館における電子ジャーナル、データベース、学術図書等の学術情報基盤の拡充を推進する。</p> <p>・授業支援システム KOAN 及び WebCT の運用を通じて、各部局における教育の情報化を支援する。</p>
<p>252) キャンパス整備のマスタープラン策定</p> <p>・「大阪大学キャンパスマスタープラン」に基づき、キャンパス環境の整備、安全と環境に配慮した施設等の整備、社会に開かれたキャンパスの整備を進める。</p>
<p>253) PFI事業の実施</p> <p>・PFI事業として「(石橋)学生交流棟施設整備事業」及び「(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業」を継続して推進する。</p>
<p>(5) 情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するための措置</p>
<p>254) 情報ネットワーク基盤及び情報システムの整備</p> <p>・情報ネットワーク(大阪大学総合情報通信システム「通称ODINS」)を高い信頼性の下で安全に利用可能な状態を維持する整備を行う。</p> <p>・各部局において、ネットワーク利用の利便性向上に取り組む。</p> <p>・一部の部局では、遠隔講義室やテレビ会議システムなどの整備により、遠隔教育のための基盤を拡充する。</p>
<p>255) デジタル・コンテンツの整備と情報発信の推進</p> <p>・学術データベース、e-Learning教材、ビデオ教材などの充実とそれらの授業での活用を進める。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・基盤的ソフトウェアのサイトライセンス導入についての検討を行う。
256) 全学的な情報データベースの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・機関リポジトリやオープンコースウェア(OCW)等を活用し、全学的な情報発信を推進する。 ・各部局では、ホームページを充実させることなどにより、情報発信を促進する。
257) ネットワークセキュリティに優れたネットワーク基盤の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・サーバに対するセキュリティ監査を全学的に実施し、情報セキュリティに対する脆弱性を明確にするとともに、対策を指導する体制を推進する。 ・各部局では、部局サーバやネットワーク接続の運用管理において、セキュリティ対策やリスク管理の強化に取り組む。
258) 情報セキュリティに関する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーを周知するとともに、講習会等の啓発活動を行う。 ・オリエンテーションや関連講義などを通じて、学生に対する情報セキュリティについての教育を行う。
2 安全・衛生管理に関する目標を達成するための措置 (1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・衛生管理・事故防止に関する具体的方策
①環境保全体制に関する計画
259) 環境保全体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画前段は達成済み ・グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく製品の購入等を促進するとともに、調達(契約・使用)実績をホームページで公表する。 ・環境配慮促進法に基づき、環境報告書を作成し、公表する。
②環境汚染物質対策
260) 環境汚染物質管理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全研究管理センターが中心となり、薬品の適正管理に資するため、大阪大学薬品管理支援システム“OCCS”の運営・管理を行う。 ・環境安全研究管理センターが中心となり、P R T R法、大阪府条例に基づく対象化学物質の適正管理を行う。
③危険物等の安全管理体制の整備
261) 危険薬品、高圧ガス、放射性同位元素、放射線発生装置等の管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全研究管理センターが中心となり、特定化学物質障害予防規則及び有機溶剤中毒予防規則に基づく化学物質の作業環境測定を実施する。 ・ラジオアイソトープ総合センターが中心となり、電離放射線障害防止規則に基づく放射性物質の作業環境測定を実施する。 ・高圧ガスは、高圧ガス保安法に基づき、適切に管理する。
262) 動物実験、遺伝子操作実験、病原微生物実験の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験、遺伝子操作実験に係る関係法令等を周知徹底するため、各部局において実験従事者等に対する教育訓練を実施する。 ・特定病原体等は、感染症法に基づき適正に管理する。
263) 周辺環境汚染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全研究管理センターが中心となり、実験系廃液の処理、実験系排水の管理体制を引き続き維持する。
④衛生管理体制の整備
264) 健康診断実施と衛生教育 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターが中心となり、労働安全衛生法等に基づく各種健康診断及びその結果に基づく健康指導を実施する。 ・講習会等を通じて心身の健康管理に関する衛生教育を行う。
265) 心身の健康保持体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター精神科医及びカウンセラーが連絡を緊密にしてメンタルヘルス支援体制を充実させる。 ・退職後の職場復帰に際しては、産業医による面談を実施し、スムーズな職場復帰を支援する。 ・保健センターの女性の医師及びカウンセラーによる女性外来の充実を図り、女性が相談をしやすい体制を維持する。
⑤緊急事故防止の対策と発生時の対処
266) 不正防止対策等の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪大学研究公正に関する遵守要綱」及び「大阪大学研究公正委員会等に関する規程」に基づき、研究活動における不正行為の防止に努める。 ・不正防止の体制を強化するとともに、ルールや手続きの周知徹底を一層進める。 ・不正防止計画に基づき、各部局においてモニタリングを行い、要因の把握及び不正防止に対する意識の向上を促す。 ・競争的資金等ハンドブックを用いた説明会等を実施し、教職員に対するコンプライアンス意識の向上を促す。 ・安全衛生管理部を窓口とする緊急連絡体制を維持する。 ・事故の再発防止に資するため、事故・災害情報データの収集・分析を行う。 ・教職員・学生の安全意識向上を図るため、安全衛生講習会、防災訓練等を実施する。
(2) 学生等の安全・衛生確保等に関する具体的方策
①環境保全教育に関する計画
267) 環境保全教育 <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全研究管理センターが環境月間開催する講演会に教職員及び学生を積極的に参加させ、環境保全への意識向上を図る。 ・各部局では実情に応じ、危険物の廃棄、廃液の処理、建物内外の衛生環境の保持など、環境保全に必要な情報や知識を

周知するための講習会を新規にあるいは継続して開講する。
②安全管理教育に関する計画
268) 安全管理教育 <ul style="list-style-type: none"> ・各部局では、学生生活委員会が発行した2009年度版「安全のための手引き」を利用して学生への安全教育を行う。 ・新入生にはオリエンテーションの際に、学生部発行の「キャンパスライフ」を用いた安全な学生生活を送るための講話を実施するとともに、必修講義「大学生生活環境論」を前期に実施し、安全なキャンパスライフを送るための具体的な注意喚起を行う。 ・実験動物、病原微生物、ラジオアイソトープ、高圧ガスなどを使用する実験・実習、及び遺伝子組換え実験・実習を行う部局では、それぞれの法定安全講習会を実施する。法定教育以外にも、各部局、特に医歯薬系及び理工系学部では実情に応じ、実習前に学生に対し安全教育を行う。 ・留学など学生の渡航機会が増えたことにより海外で活動する学生に対し、海外における疾病、事故対策等の安全指導に努める。
③安全衛生教育に関する計画
269) 安全衛生教育 <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の安全衛生委員会等を中心に教職員、学生の安全衛生の意識向上を図る。 ・建物内での喫煙禁止、歩行喫煙の禁止、分煙を徹底し、同時に禁煙教育などを実施する。 ・体育系課外活動団体の学生には、「リーダーズアセンブリー」時に安全な課外活動について指導する。 ・保健センターが中心となり、学生、教職員の定期健康診断について、高い受診率の維持に努めるとともに、全学の安全衛生教育について、共通教育担当授業や職員研修において積極的な啓発活動を継続する。
④盗難や事故等の防止のための学内セキュリティ対策に係る具体的措置
270) セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・学内セキュリティを強化するための措置を講じる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1のとおり
VII 短期借入金の限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 短期借入金の限度額 124億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として借り入れする場合を想定。
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 医学部附属病院基幹・環境整備、並びに病院特別医療機械整備費の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。
IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善に充てる。
X その他 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設・設備に関する計画 別紙2のとおり 2 人事に関する計画 (教員) <ul style="list-style-type: none"> ・任期制を活用し流動性の確保に努めるとともに、公募制の適用範囲を拡大する等により、教員構成の多様化にも努める。 (事務職員等) <ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置を行い、研修等の充実により職員の能力、資質の向上を図る等、人材の有効活用に努める。 ・年俸制を継続する。 (参考1) 平成21年度の常勤職員数 4,380人 また、任期付職員数の見込みを 387人とする。 (参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 56,165百万円(退職手当を除く)